

近江八幡市行政経営改革実施計画 進捗状況 及び 中間評価



令和 5 年 3 月

近江八幡市

行政経営改革実施計画の取組項目および担当課 (推進課)

No	基本方針	取組項目	具体的取組項目	体系・項目番号	担当課 (推進課)	評価 R2~3	評価 R4	該当頁
1	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり 市民との協働、そして共創へ	(1)市民が主役・主体のまちづくりとなる仕組みの構築	身近な自治システムの充実と市民参画の促進	1-(1)-①	まちづくり協働課	A	A	1
2			オープンガバナンスの推進	1-(1)-②	企画課	A	B	2
3		(2)信頼を築く情報発信、広聴機能の充実	市民に向けた情報公開・見える化の推進	1-(2)-①	財政課	A	A	3
4					行政経営改革室	A	A	4
5					総務課	A	A	5
6			広報広聴機能の充実	1-(2)-②	秘書広報課	A	A	6
7		(3)地域課題の解決を目的とする団体づくり、またその活動の支	地域課題解決に繋がる活動の実施団体に対する効果的な支援	1-(3)-①	まちづくり協働課	A	A	7
8					まちづくり協働課	B	B	8
9			地域組織との連携のためのプラットフォームづくり	1-(4)-①	まちづくり協働課	A	A	9
10			事業者支援団体との連携強化	1-(4)-②	商工労政課	A	A	10
11			コミュニティ・スクール事業の推進	1-(4)-③	生涯学習課	A	A	10
12	2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ 持続可能な財政基盤の確立	(1)未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組	財政指標の適正管理	2-(1)-①	財政課	A	A	11
13			統一的な基準による財務書類の作成と有効活用	2-(1)-②	財政課	A	B	12
14			税等の収納率の向上	2-(1)-③	収納課	B	B	13
15					保険年金課	B	B	14
16					介護保険課	A	B	15
17					幼児課	A	A	16
18					住宅課	A	B	17
19			使用料・手数料等の見直し	2-(1)-④	行政経営改革室	B	B	18
20			広告事業・ふるさと納税制度の推進	2-(1)-⑤	管財契約課	A	A	19
21					魅力発信課	A	A	20
22			公有財産の有効活用と処分	2-(1)-⑥	管財契約課	B	B	21
23		住宅課			A	A	22	
24		公共施設等総合管理計画・個別施設計画に基づくマネジメント	2-(1)-⑦	行政経営改革室	A	A	23	
25		新たな財源の確保に向けた取組	2-(1)-⑧	行政経営改革室	B	B	24	
26		(2)住民サービス向上に繋がる公民連携の推進	定型的・庶務業務の民間委託の推進	2-(2)-①	管財契約課	B	B	25
27					行政経営改革室	B	B	26
28			指定管理者制度等の活用	2-(2)-②	行政経営改革室	A	A	27
29			病院事業の経営健全化	2-(2)-③	総合医療センター総務課	A	A	28
30			水道事業の経営健全化	2-(2)-④	上下水道課	B	B	29
31			公共下水道事業の経営健全化	2-(2)-⑤	上下水道課	A	A	30
32			第三セクター等出資団体・外郭団体等への支援、関与のあり方の見直し	2-(2)-⑥	行政経営改革室	B	B	31
33			(3)担税力の強化・担税者の増加につながる取組	創業支援に係る事業の支援・展開	2-(3)-①	商工労政課	A	A
34		3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 未来につながる行政経営の推進	(1)生産性・住民サービスの向上に繋がるICT技術の利活用・導入	ICT技術の導入・利活用	3-(1)-①	行政経営改革室	A	A
35	情報政策課					A	A	33
36	(2)新たな時代に対応した行政評価、民間活力の活用等による業務改善		事務事業評価等の実施による業務の見直し	3-(2)-①	行政経営改革室	A	A	34
37					定型的・庶務業務の民間委託の推進	3-(2)-②	管財契約課	B
38	(3)社会情勢や市民ニーズに基づいた事業の統合再編・再構築		事務事業評価等の実施による業務の見直し	3-(3)-①	行政経営改革室	A	A	34
39	(4)人的・物的資源の効果的配置		公有財産の有効活用と処分、人材の効果的配置	3-(4)-①	人事課	B	B	35
40					管財契約課	B	B	21
41					住宅課	A	A	22
42					行政経営改革室	A	A	23
43	(5)エビデンスに基づく政策立案(EBPM)の推進		データ分析を活かした観光政策の検討・実施	3-(5)-①	観光政策課	A	A	36
44		データ分析・活用できる環境づくり			3-(5)-②	行政経営改革室	B	B
45	4. 職員が輝く強靱な組織づくり 組織マネジメントの強化	(1)適正な人員配置による効果的な組織運営	定員管理の適正化、行政組織の見直し	4-(1)-①	人事課	B	B	35
46		(2)部署を超えた組織設置等の仕組みの構築	部局横断的な組織設置の仕組みづくり	4-(2)-①	人事課	B	B	35
47		(3)組織風土改革が進む人材育成の推進	人材育成の推進	4-(3)-①	人事課	B	A	38
48		(4)職員の事務効率・生産性の向上につながる柔軟な働き方の推進	働き方改革の推進	4-(4)-①	人事課	B	B	39
49		(5)職員の資質向上とこれからの行政経営につながる研修の充実・拡大	人材育成の推進	4-(5)-①	人事課	B	A	38
50		(6)職員が地域と関わっていくための能力向上と、地域活動への積極的参加の仕組みづくり	職員の地域活動への積極的参加の推進	4-(6)-①	人事課	B	A	40
51					まちづくり協働課	A	A	41

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	1-(1)-①
取組項目	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり "市民との協働、そして共創へ"		
取組項目	(1) 市民が主役・主体のまちづくりとなる仕組みの構築		
具体的取組項目	身近な自治システムの充実と市民参画の促進		
推進課	まちづくり協働課	実施課	各課
目的	市民自らが主役であると実感いただき、地域の課題と解決方法を自ら考え行動できるための仕組みの構築を進めていくため。		
取組内容	協働のまちづくり基本条例に基づき、市民自治基本計画を策定し、その方針・取組を通じて協働のまちづくりを推進することにより、個性豊かな地域社会の実現を図る。		
主な実施内容	実施スケジュール		
市民自治基本計画の検討	令和2年度	令和3年度	令和4年度 令和5年度 令和6年度
市民自治基本計画の策定	↑		
市民自治基本計画に基づく地域協働の推進	↑		
進捗管理、検討、検証			↑
目標	効果		
令和2・3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の計画が令和3年度末に終期を迎えるため、令和3年度中に第2期計画(R4～8年度)の策定に着手し、策定する。 ・現行計画の検証・評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 【市の効果】市民自治基本計画を策定することで、地域力を強化するための基本的な考え方や、地域課題に取り組み際の行政の役割と責任を示すことができ、市民が主体的にまちづくりに参画する市民自治を総合的・計画的に進めることができる。 【市民の効果】市が目指す市民自治の姿を知ることができる。自らがまちづくりを行う一員として、協働によるまちづくりに責任と主体性をもって取り組むことができる。日頃から地域活動や市政へ参画することで、住みよいまちづくりに関わることができる。 	
令和4年度	・第2期計画に基づき市民自治を推進する。		
令和5年度	・第2期計画に基づき市民自治を推進する。		
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期計画に基づき市民自治を推進する。 ・計画の中間年に当たることから、市民自治の推進の進捗状況の検証・評価を行う。 		

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取組の実績)	協働のまちづくり推進委員会を開催し、第2期市民自治基本計画の策定に取り組みしている。策定に当たり、計4回のワーキングセッションやまち協、自治会アンケート等を実施した。
評価理由及び課題	A 社会情勢を踏まえた計画策定に臨めた。市民自治を進める上で課題は山積だが、まずは計画の周知を図ることが必要。
次年度以降の対応方針	計画に掲載された各所属の取組事業の進捗状況を定期的に評価しながら、協働のまちづくり推進委員会における計画の推進を図りたい。
備考欄	
令和4年度進捗状況	
実施内容 (取組の実績)	第2期市民自治基本計画に掲げている取組事業について、これまでの各所属での取組や進捗状況を調査し、市民自治や協働のまちづくり推進への意識付けと推進を図った。
評価理由及び課題	A 各所属において、取組事業の進捗状況を把握し、市民や行政の役割を認識しながら、市民自治・協働のまちづくりの推進を図れた。
次年度以降の対応方針	引き続き進捗管理をしながら、市民自治や協働のまちづくりの推進を図る。評価が形骸化しないよう努めたい。
備考欄	
<p>■各年度の進捗課(実施課)による評価基準の考え方 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。</p>	
《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取組みに対する達成度の分析	第2期市民自治基本計画の策定が目標通り達成できた。また、本計画では市民自治や協働の推進を図るための事業を掲載することができた。このことにより、これまでに以上に市民自治の推進に対する意識向上が期待できる。
年度計画(目標)等の見直し内容(該当する場合)	

行政改革取組項目

行政経営改善指針 の基本方針	体系・項目番号	
	1-(1)-②	1-(4)-④
取組項目	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり "市民との協働、そして共創へ"	
具体的取組項目	(1) 市民が主役・主体のまちづくりとなる仕組みの構築 (4) 公共と地域が、総力で共に創りあげるプラットフォーム	
推進課	企画課	実施課 各課
目的	地域課題について市民や団体、企業、行政が議論し、協働で課題解決にあたる、市民参加型の公共サービスを展開するため。	
取組内容	「透明性」「参加」「協働」の原則のもと、市民と団体、企業及び行政のそれぞれの立場から提供された地域課題や行政課題に対して、対等の立場で課題解決のための議論に参加し、事業の実施にあたっては市民と団体、企業及び行政がそれぞれ持つ資源やサービスの提供による公共のベストミックスで事業を展開する取組を目指す。	
主な実施内容	実施スケジュール 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	
OG推進協議会の実施	↑	
OG推進方針の策定	↑	
OG実証実験	↑	
プラットフォーム構築の検討	↑	
OG運用	↑	
目標	【市の効果】 OG推進協議会で協議し「オープンガバナンス推進方針」を策定する。 実証実験として、行政課題やリアル会議をオンライン上にオープンにし、参加者の意見や議論の反映を検討する。	
令和2・3年度	【市民の効果】 ・市民が地域課題を自分事として捉え、自らが課題解決に取り組み環境、意識の醸成が生まれる。 ・市民が主体的に参加することで、次世代のまちづくりの担い手の育成に繋がる。 ・民間は、必要とされる市民ニーズが分かり事業に活用できる。 ・デジタルプラットフォーム上でまちのデータや行政課題、地域課題、議論の過程がオープンになることで、自治体と市民が地域の課題とその取組を共有できる。	
令和4年度	【地域再生計画において以下3KPIを設定】 ①プラットフォームにおける交流・対話から生じた、市民や事業者主体の地域課題への取組数：2件 ②コミュニティの形成に向けたリアル(対面)での交流機会の実施数：2件 ③若者世代(20～30歳代)の純流入数：135人 【地域再生計画において以下3KPIを設定】 ①プラットフォームにおける交流・対話から生じた、市民や事業者主体の地域課題への取組数：5件 ②コミュニティの形成に向けたリアル(対面)での交流機会の実施数：5件 ③若者世代(20～30歳代)の純流入数：150人	
令和5年度	【地域再生計画において以下3KPIを設定】 ①プラットフォームにおける交流・対話から生じた、市民や事業者主体の地域課題への取組数：5件 ②コミュニティの形成に向けたリアル(対面)での交流機会の実施数：5件 ③若者世代(20～30歳代)の純流入数：180人	
令和6年度	【地域再生計画において以下3KPIを設定】 ①プラットフォームにおける交流・対話から生じた、市民や事業者主体の地域課題への取組数：5件 ②コミュニティの形成に向けたリアル(対面)での交流機会の実施数：5件 ③若者世代(20～30歳代)の純流入数：180人	

令和2・3年度進捗状況

実施内容 (取り組み実績)	近江八幡市オープンガバナンス推進協議会において、オープンガバナンス推進に関する今後の方針(展開)について意見交換を行い、各関係者の役割を含め全体の共有を行った。また、オープンデータの公開を開始すると共に、LINEオープンチャットを用いたデジタルプラットフォームの実証実験を行った。	
評価 理由及び課題	A	デジタルプラットフォーム(LINE)では活発な意見交換がなされたが、システムや運用上の課題について整理し、本格運用に向けて改善につながる工夫を取り入れていく必要がある。
次年度以降の対応方針	デジタルプラットフォームの本格運用を開始させ、より多くの市民や事業者の参画を得るための周知を図っていく。加えて、対面での交流機会を設けるなど、テーマごとのコミュニティの創出に向けた展開と共に、意見交換から生まれたアイデアの実現方法の確立や、自立的な運営体制の確立などについて引き続き検討を行うっていく。	
備考欄		

令和4年度進捗状況

実施内容 (取り組み実績)	LINEオープンチャットを用いたデジタルプラットフォームの本格運用を開始したことに加え、プラットフォーム上で出された意見を、市民と行政の協働により実現するための試行として、「近江八幡市ゆるスポーツ大会」をプラットフォームに参加する市民有志と共に開催した。また、プラットフォーム上で意見のあった他のテーマに関しても、その課題解決に向けた交流の場を年度内に設ける予定としており、目標とする①市民主体の地域課題に対する取組(2件)、及び②交流機会の創出(2件)は達成できる見込みである。	
評価 理由及び課題	B	デジタルプラットフォームから派生した交流機会の確保や、新たなコミュニティ形成手段の導入など、施策目標の達成に向けて発展的に進捗できているものの、中核をなすデジタルプラットフォーム(LINEオープンチャット)の運用について、周知やルールづくり、持続できる体制づくりなどに課題を残している。
次年度以降の対応方針	本市が従前から推進してきた「協働のまちづくり」の一端を担う本施策について、その大きな特徴は「データ」や「デジタル」の活用であり、コミュニティの形成・強化に向けたデジタルプラットフォームの運用体制の確立、オープンデータの推進による一層のデータの利活用を図る。	
備考欄		

■各年度の進捗(実施課)による評価基準の考え方

- (A) 計画どおり進捗しており、目標を達成している。
- (B) 計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
- (C) 進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《推進課中間評価》

3年間(R2～R4)の取り組みに対する達成度の分析	デジタルプラットフォームの構築・運用を進めたことにより、時間や場所を問わず、まちづくりや地域社会への参画を可能とし、仕事や学業によりこれまでに参画の難しかった層に対して、参加を可能とする新たな手段の確保に繋げることができた。しかしながら、多種多様なテーマに対応するための運用ルールや、持続して展開していくための人的な運用体制の確立に至っていないことに加え、プラットフォームの構築が目的ではなく、そこから地域課題解決に向けた協働の動きをいかにして生み出していくかが肝要であることから、継続してアツプデートを行うっていく必要がある。	
年度計画(目標)等の 見直し内容 (該当する場合)	当初、デジタルプラットフォームへの参加者数を目標として定めていたが、参加者数を増やすこと(アウトプット)が目的ではなく、新たな層のまちづくりや市政への参画を増やし、地域課題解決に繋がる行動を生み出すこと(アウトカム)が重要であることから、目標について変更を行った。なお、本目標は新たに策定した地域再生計画におけるKPIと整合させている。	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	1-(2)-①
取組項目	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”		
取組項目	(2). 信頼を築く情報発信、広聴機能の充実		
取組項目	市民に向けた情報公開・見える化の推進		
推進課	行政経営改革室	実施課	各課
情報政策課			
目的	市政運営の透明性の向上と市政への市民参画を推進するため。		
取組内容	行政情報のより積極的かつ迅速な公開に取り組み、予算や決算などの財務情報や行政改革の取組状況などの見える化を実施し、分かりやすい提供で市民と情報の共有を図る。		
主な実施内容	実施スケジュール		
市民にとって分かりやすい行政改革等の情報提供方法を検討・研究	令和2年度	令和3年度	令和4年度
LINEを利用した新たな情報公開の検討			
目標	効果		
令和2・3年度	【市の効果】 行政改革の取組状況等の見える化、透明性の向上のため、令和3年度からLINEの近江八幡市公式アカウントを開設し、情報発信を行う。また、当室のみでなく全庁的な活用を行うことで新たな情報公開に繋げていく。		
令和4年度	【市民の効果】 LINE公式アカウントを利用した情報発信について、全庁的な利用率を確認し、未対応の所属に対して要因の分析と利用に向けた取組を行う。また、行政改革の取組状況等について、市民にとって分かりやすい情報提供の方法を検討・研究していく。		
令和5年度	【備考】 LINE等に限定せず、所属ごとに最適なツールを用いることとTwitterやFacebook等の既存のツールと差別化を図りながら、全庁的により迅速な情報公開を行える仕組みを整えていく。		
令和6年度	前年度に検討を行った最適な情報発信手段を試行する。これにより、次期指針策定時に向けた迅速な情報公開を行える仕組みを整える。		

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取組実績)	令和3年10月に近江八幡市LINE公式アカウントを開設した。各所属にて適宜メッセージ配信を行い、情報発信に努めた。令和3年度末時点で、ともだち登録者数は約2480人、通知数は約150件となっている。
評価理由及び課題	A 計画通り進捗している。また、LINE公式アカウント拡張ツールを活用して、オンライン申請ボタン等のショートカットボタンを作成し利便性向上を図った。 開始当初はともだち登録数が順調に増加していたが、年度末時点で増加数が鈍化したため、魅力あるコンテンツの提供等の手法を検討し、ともだち登録の推進を図る必要がある。
次年度以降の対応方針	メッセージ配信内容や頻度の向上を目指して、庁内周知や利用促進を行う。また、市民にとって分かりやすい情報、真に必要な情報が適切に配信できるように引き続き運用等を見直していく。
備考欄	
令和4年度進捗状況	
実施内容 (取組実績)	LINE公式アカウントのともだち登録者数は約3,400人(*1)であり、約800人(*2)の増加となっている。 市からの通知発信数は約310件(*2)であり、主に広報関連、市イベント、コロナワクチン情報等が発信している。通知送信については、庁内の活用を図るとともに、市民にとって必要な情報のみが届くよう発信手法についての周知を実施した。なお、庁内利用状況は、発信数の多寡はあるものの、多くの所属にて1通以上を発信している。 また、市民よりの通報(道路の損傷の通報など)は2件(*2)に留まっており、想定以上に利活用されていない。
評価理由及び課題	A 当初予定していた以上にLINE公式アカウントを活用できている。ただし、市民の通報利用状況においては十分とは言えず、より使いやすいツールとなるよう、またより多くの通報が受けられるよう機能拡張に努める。 今後も、当初目標に掲げたともだち登録者数1万人達成に向けて、市民にとって便利な機能となるよう見直しに努める。
次年度以降の対応方針	昨年度同様、市民にとって分かりやすい情報、真に必要な情報が適切に配信できるよう実施していく。また、より便利な機能となるよう、ツールの研究を進める。
備考欄	*1 運用開始時点からの累積実績(令和3年10月～令和4年12月まで) *2 単年度実績(令和4年4月～令和4年12月まで)

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組みに対する達成度の分析	LINE公式アカウントは当初想定以上にともだち登録数が増加しており、また、市からの通知も想定以上に各所属において実施できている。公開開始して1年半としては十分な効果が見られたと考える。ただし、令和5年度課題にもある通り、市民→市での活用事例が想定以上に少なかったため、機能の周知不足や使い辛さといった課題が残る結果である。また、約13%のユーザーがともだち登録後にブロック設定をしており、魅力的なコンテンツとして受け取っていただけていないことも課題である。 LINE公式アカウントを運用するにあたって、様々な技術的問題点も明確となってきているため、より良い手法の検討を継続して進める。(例えば、LINE公式アカウントは電子回覧板などは技術的に難しく、より良いツールがないか検討が必要、など)また、Facebook(秘密広報課)やTwitter(魅力発信課)との連携もできていないため、統一的な情報発信手法の検討を進める。 当事業は、令和4年度より情報政策課に移管したため、推進課の記載を変更した。
年度計画(目標)等の見直し内容(該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	1-(2)-①
行政経営改善指針の基本方針	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”		
取組項目	(2).信頼を築く情報発信、広聴機能の充実		
具体的取組項目	市民に向けた情報公開・見える化の推進		
推進課	総務課	実施課	各課
目的	市政運営の透明性の向上と市政への市民参画の推進のため。		
取組内容	行政情報の積極的かつ迅速な公開に取り組み、予算や決算などの財務情報や行政改革の取組状況などの見える化を実施し、分かりやすい提供で市民と情報の共有化を図る。		
主な実施内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
情報公開コーナーの整理及び充実	令和2年度	令和3年度	令和4年度
情報公開制度の推進	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標	効果		
令和2・3年度	<ul style="list-style-type: none"> 市民に積極的な行政情報を提供する。 		
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 市民と市の情報について共有化することが出来る。市民からの意見を反映することができる。 		
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 市民の効果 行政活動の透明性の向上を図ることで市民に対する説明責任を果たすとともに、行政サービスを向上させ、効果的・効率的な行政経営が行える。 		
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開制度につき、運営審議会の意見を聞いて調整を行う。 情報公開コーナーの運用の見直しを行い、広く市民に活用してもらう。 		

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取組組み実績)	情報公開コーナーにおいて、市広報、議案書、統計書、パブリックコメント等、市の各情報を配置し、情報提供に努めた。また情報公開請求に対して原則、公開する方針で情報公開を実施した。
評価 理由及び課題	<p>A</p> <p>情報公開コーナーの充実及び情報公開請求への対応を行うことができた。</p>
次年度以降の対応方針	更なる情報公開コーナーの充実と情報公開請求への迅速な対応及び積極的な情報公開に努め、市民との情報共有を行っていく。
備考欄	
令和4年度進捗状況	
実施内容 (取組組み実績)	情報公開コーナーにおいて、市広報、議案書、統計書、パブリックコメント等、市の各情報を配置し、情報提供に努めている。また情報公開請求に対して原則、公開する方針で情報公開を実施している。
評価 理由及び課題	<p>A</p> <p>市民の知る権利を保障し、情報公開請求に対して、条例に基づき原則公開の方針で対応することができている。情報公開コーナーは、市広報等、時期に応じた情報提供を行っている。</p>
次年度以降の対応方針	更なる情報公開制度充実に取り組み、市民の知りたい情報、時期に応じた情報提供に取り組む。また情報公開請求には出来る限り公開の方針のもと情報公開を行う。
備考欄	
<p>■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方</p> <p>(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。</p> <p>(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。</p> <p>(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。</p>	
《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取組組み に対する達成度の分析	情報公開コーナーにおいて、市広報、議案書、統計書、パブリックコメント等、市の各種情報を本庁及び支所において提供することが出来た。ただし、スペースが限られていることから、閲覧スペース、端末設置等更なる利便性向上が望まれる。情報公開請求においては原則公開の方針で、個人情報等、情報公開できない部分を除いて情報公開請求することができた。
年度計画(目標)等の 見直し内容 (該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	1-(2)-②
行政経営改善指針の基本方針	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、共創、そして共創へ”		
取組項目	(2). 信頼を築く情報発信、広聴機能の充実		
具体的取組項目	広報広聴機能の充実		
推進課	秘書広報課	実施課	各課
目的	市政に市民の意見を反映し、市民との協働、共創のまちづくりを推進するため。		
取組内容	<p>広聴あつての広報の意識をもち、市民の市政へのアイデア提案、意見や要望に積極的に傾聴する機会(例 市長への手紙、市長とはまんな夢トーク、お問い合わせフォーム)を充実させ、可能な限り市政へ反映(それぞれ担当課へフィードバック)させることにより協働、共創のまちづくりに資する。また、様々な媒体の活用を検討しながら幅広い世代に対応した分かりやすい広報活動を目指す。</p>		
主な実施内容	実施スケジュール		
広報媒体の改善対応	令和2年度	令和3年度	令和4年度 令和5年度 令和6年度
広聴の継続実施			↑
行政番組の視聴方法拡充			↑
ホームページ管理システムの検討			↑
目標	効果		
令和2・3年度	<p>【市の効果】 ・市民からの提案や意見、要望を傾聴し、可能な限り市政に反映させることで協働、共創のまちづくりに資することができる。 【市民の効果】 ・自らの提案や意見、要望が、市政に反映されることで協働、共創のまちづくりに参画することができる。</p>		
令和4年度	<p>・市民からの提案や意見、要望を傾聴し、可能な限り市政に反映させることで協働、共創のまちづくりに資することができる。 ・令和3年度からインターネットで動画配信することで視聴方法を拡充する。</p>		
令和5年度	<p>・広報に関するアンケートを実施し今後の改善に活用する。 ・広報に関するアンケート結果を活用し、市民にとってさらに読みやすい広報紙となるよう改善する。 ・現在のホームページ管理システムの使用想定期間が令和6年度で満了となるため、今後の方針を検討する。</p>		
令和6年度	<p>・令和5年度で検討した現在のホームページ管理システムの運用見直しに着手する。</p>		

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取り組み実績)	市長とはまんな夢トーク:令和2年度に1回、令和3年度に2回実施した。広報紙、滋賀県広報コンクールで令和2年度に広報紙の部で知事賞と広報写真の部で協会長賞を受賞し令和3年度に広報紙の部と広報写真の部で知事賞を受賞、全国広報コンクールで令和3年度に広報写真の部で入賞した。広報番組:令和3年度から動画配信を開始した。ホームページ:令和2年度に閲覧者アンケートを令和3年度に職員アンケートを実施し意見を参考に改善した。
評価理由及び課題	A 広報紙は内外から評価を得られた。CATVでしか視聴できなかった広報番組を動画で配信したことで視聴機会の拡充が図れた。 アンケートを実施し今後の改善に活用する。
次年度以降の対応方針	
備考欄	
令和4年度進捗状況	
実施内容 (取り組み実績)	市長への手紙を52件受付し、回答が必要な33件全てに回答対応した。市民を対象に広報紙、ホームページなど情報発信に関するアンケートを実施中。職員を対象にホームページに関するアンケートを実施した。意見を参考に今後の改善に活用予定。
評価理由及び課題	A アンケートの意見を参考に、今後の改善に活用予定。 意見を参考に広報紙やホームページなどを改善する。
次年度以降の対応方針	
備考欄	
<p>■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。</p>	
《推進課中間評価》	
3年間(R2~R4)の取り組みに対する達成度の分析	滋賀県や全国の広報コンクールで受賞や入賞するなど、頼みやすい読みやすい広報紙として評価を得ている。リニューアルしたホームページについては、毎年市民や職員の意見を参考にし見やすくなるよう改善できた。行政番組をインターネット配信したことで、行政情報を広く市民に周知する機会を設けることができた。広聴は、広く市民からの意見を伺い、行政運営の参考とすることができた。
年度計画(目標)等の見直し内容(該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	1-(3)-①
取組項目	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”		
取組項目	(3). 地域課題の解決を目的とする団体づくり、またその活動の支援		
具体的取組項目	地域課題解決に繋がる活動の実施団体に対する効果的な支援		
推進課	まちづくり協働課	実施課	各課
目的	地域課題解決に繋がる活動をする団体を育成・支援し、市民自らまちづくりに主体的に参画する「協働のまちづくり」を推進するため。		
取組内容	地域課題解決に繋がる地域活動を行う団体等に対し、関係課と協議しながら支援を行うと共に、その団体等の新規設立についても立ち上げ支援の仕組みを研究・構築する。		
主な実施内容	実施スケジュール		
NPO団体等の活動支援事例研究	令和2年度	令和3年度	令和4年度 令和5年度 令和6年度
新たな団体の設立支援の検討			↑
既存団体への継続的支援・支援の検証			↑
目標	効果		
令和2・3年度	【市の効果】 NPO団体等の活動支援事例研究を行う。また、地域課題解決のために活動される既存団体への支援制度について関係課を交え検証する。		
令和4年度	【市民の効果】 地域だけでは対応できない課題であっても、市から支援を受けられることで取り組みが進められ、課題を解消することができる。また、地域課題を自主的に解決できる団体・組織の育成にも寄与する。		
令和5年度	NPO団体等の活動支援事例研究を行う。また、地域課題解決のために活動される既存団体への支援制度について検証すると共に、事例研究を基に新規団体設立の必要性の有無等につき検討する。		
令和6年度	NPO団体等の活動支援事例研究を行う。また、地域課題解決のために活動される既存団体への支援制度について検証すると共に、事例研究を基に新規団体設立の必要性の有無等につき検討する。		

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取組実績)	ハートランド推進財団や庁内各課、広報紙での呼びかけ等を通じて、市内の市民活動団体(NPO団体等)の把握に努めた。
評価 理由及び課題	A これまで取り組めていなかったNPO団体等の把握に着手できた。今後は、これをデータベースとして、庁内外で活用や有効な支援策を検討したい。
次年度以降の対応方針	近隣市町等の事例を研究しながら、NPO団体等への有効な活動支援や育成支援策を検討する。検討に当たっては、データベースを活用したアンケート等を実施する。
備考欄	
令和4年度進捗状況	
実施内容 (取組実績)	昨年度実施した団体把握を経て、現在の活動状況(休止含め)のアンケート調査を実施した。また、ハートランド推進財団との協力により、まちづくり団体育成支援補助金に取り組み、各団体への支援ができた。
評価 理由及び課題	A 地域活動団体に対する支援策としてまちづくり団体育成支援補助金の交付ができた。市内で活動する団体をデータベース化し、今後の支援対策の礎ができた。
次年度以降の対応方針	まちづくり団体育成支援補助金による支援の継続と、市民活動団体のHP公開による支援及び行政との協働事業の模索を図る。
備考欄	
<p>■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。</p>	
《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取組み に対する達成度の分析	協働のパートナーとして位置付ける市民活動団体への補助金やデータベース整備等による支援ができた。一方で、行政と協働して取り組める事業もあると考えるので、事例研究等より具体的な支援、協働事業の模索を図りたい。
年度計画(目標)等の 見直し内容 (該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	1-(4)-①
行政経営改善指針の基本方針	1. 市民が主役、市民が主体のまちづくり “市民との協働、そして共創へ”		
取組項目	(4). 公共と地域が、総力で共に創りあげるプラットフォーム		
具体的取組項目	地域組織との連携のためのプラットフォームづくり		
推進課	まちづくり協働課	実施課	まちづくり協働課
目的	人口減少や少子高齢化などの社会の変化によりこれまで地域を支えてきた様々な機能の低下に対応するため、新しい公共と地域相互間の協力関係、支えあいのためのプラットフォームを形成し、市民と行政各々の課題解決を図るため。		
取組内容	地域の組織(まちづくり協議会、連合自治会、各自治会組織)等との定期的な意見交換を実施する。 ・意見交換の場の事例研究 ・意見交換の場の設置 ・定期的な意見交換の実施		
主な実施内容	実施スケジュール 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度		
新たなプラットフォームづくりの事例研究	↑		
新たなプラットフォームを設置する	↑		
定期的な意見交換	↑		
目標	効果		
令和2・3年度	行政の関係課、地域の組織(まちづくり協議会、連合自治会、各自治会組織)双方からの意見を取りまとめ、オーブンガバナンスと共同で検討しつつ、相互理解のための新たなプラットフォームづくりの事例研究をする。	【市の効果】 行政活動の透明性を図ることにより市民に対する説明責任を果たすとともに、行政の課題解決、効果的・効率的な行政経営につなげることができる。 【市民の効果】 市民の課題を明確にし、その解決を進めることができる。	
令和4年度	行政の関係課、地域の組織(まちづくり協議会、連合自治会、各自治会組織)双方からの意見を取りまとめ、情報共有しつつ、市民と行政各々の課題解決をする(定期的な意見交換)ため、オーブンガバナンスと連携しつつ実践していく。		
令和5年度	行政の関係課、地域の組織(まちづくり協議会、連合自治会、各自治会組織)双方からの意見を取りまとめ、情報共有しつつ、市民と行政各々の課題解決をする(定期的な意見交換)ため、オーブンガバナンスと連携しつつ実践していく。		
令和6年度	行政の関係課、地域の組織(まちづくり協議会、連合自治会、各自治会組織)双方からの意見を取りまとめ、情報共有しつつ、市民と行政各々の課題解決をする(定期的な意見交換)ため、オーブンガバナンスと連携しつつ実践していく。		

令和2・3年度進捗状況

実施内容(取組の実績)	市関係課と各種団体、市民とが、一堂に会して情報共有や意見交換はできなかつたが、各主体に対しては各種会議体やヒアリング等により、課題の聴き取りや意見の確認ができた。
評価理由及び課題	B コロナ禍により各主体が一堂に集まり課題を共有することはできなかつたが、市民自治基本計画策定の過程において各主体から課題や意見を聴き取ることができた。
次年度以降の対応方針	社会情勢から、対面による円卓会議だけでなくデジタルによる意見交換も視野に入れ、他市町の事例を含めて研究し、より効果的な意見交換・情報共有の場作りを行いたい。また本市で取り組むプラットフォームの活用も積極的に検討したい。
備考欄	

令和4年度進捗状況

実施内容(取組の実績)	市関係課と各種団体、市民とが、一堂に会して情報共有や意見交換はできなかつた。既存の取組のみでは、まちづくり協議会事務主任会議や連合自治会幹事会、行政懇談会等を通じて地域からの意見の聴き取りを行っている。
評価理由及び課題	B 新たなプラットフォーム作りはできていないが、既存の取組の中での意見の聴き取り等は実施できている。
次年度以降の対応方針	市民が自由に参加できる意見交換の場は企画課によりオンラインチャットという形で作られているため、当該関係団体等に対しても効果的な意見交換・情報共有の場作りを検討したい。
備考欄	

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《推進課中間評価》

3年間(R2~R4)の取組みに対する達成度の分析	多様な主体が一堂に集まって意見交換をする場の実現には至っていない。オンラインチャットができていないことから、既存の協議体を旨めて、効果的な意見交換や情報共有の場を検討しなければならない。
年度計画(目標)等の見直し内容(該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経費改善指針の基本方針		体系・項目番号	2-(1)-②
2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”			
(1). 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組			
統一的な基準による財務書類の作成と有効活用			
具体的取組項目	財政課	実施課	各課
推進課			
目的	財務書類を作成・分析することにより、市の財務状況の見える化を進めるとともに、事業・施策のありかたの検討や予算編成等への活用を目指す。		
取組内容	総務省より示された「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、財務書類の作成を行うとともに、他団体との比較や資産・債務管理などによる中長期的な視点にたった財務書類の分析を行い、予算編成等への活用に向けた取組を進める。		
主な実施内容	実施スケジュール 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度		
財務書類の作成・公表	↑		
決算分析の実施	↑		
活用方法の検討・実施	↑		
目標	効果		
令和2・3年度	<p>【市の効果】</p> <p>統一的な基準による財務書類作成を効率的に実施し、また、わかりやすくまとめた概要資料とともに、一般会計等・全体会計・連結会計の財務書類を公表。他団体比較をはじめ財務状況の分析を行うとともに、具体的な活用に向けて検討を進める。</p> <p>【市民の効果】</p> <p>地方公共団体特有の決算書類だけでなく、民間企業の会計方式に準じた財務書類をあわせて見ること、市の財務状況をより詳しく把握することができ、また、固定資産台帳の閲覧が可能となることで、市の資産状況について詳細に把握することができる。</p>		
令和4年度	<p>統一的な基準による財務書類作成を効率的に実施し、作成の早期化を図る。また、わかりやすくまとめた概要資料とともに、一般会計等・全体会計・連結会計の財務書類を公表。他団体比較をはじめ財務状況の分析を行うとともに、具体的な活用に向けて検討を進める。</p>		
令和5年度	<p>統一的な基準による財務書類作成を効率的に実施し、作成の早期化を図る。また、わかりやすくまとめた概要資料とともに、一般会計等・全体会計・連結会計の財務書類を公表。他団体比較をはじめ財務状況の分析を行うとともに、具体的な活用に向けて検討を進める。</p>		
令和6年度	<p>統一的な基準による財務書類作成を効率的に実施し、作成の早期化を図る。また、わかりやすくまとめた概要資料とともに、一般会計等・全体会計・連結会計の財務書類を公表。他団体比較をはじめ財務状況の分析を行うとともに、具体的な活用を実施する。</p>		

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取組組み実績)	統一的な基準による財務書類、概要資料を作成し、一般会計等・全体会計・連結会計の財務書類を公表した。他団体比較をはじめ財務状況の分析を行うとともに、具体的な活用に向けて検討を進めた。
評価 理由及び課題	A 令和2年度及び令和3年度の目標については達成した。具体的な活用については、どのような事業や業務に活用するかについて、さらなる検討を要する。
次年度以降の対応方針	今後も財務書類、概要資料の作成・公表、分析を実施し、活用について検討を行う。
備考欄	

令和4年度進捗状況	
実施内容 (取組組み実績)	統一的な基準による財務書類、概要資料を作成し、一般会計等・全体会計・連結会計の財務書類を公表した。他団体比較をはじめ財務状況の分析を行うとともに、具体的な活用に向けて検討している。
評価 理由及び課題	B 令和4年度では活用を中心に検討を進める予定であったが、固定資産台帳の更新に時間を要したことから、財務諸表の作成が大きくなり、作成の早期化に至らず、活用までに至らなかった。
次年度以降の対応方針	固定資産台帳の作成については、本年の課題を積み上げ、次年度実施に際して、担当課である管財契約課と事前協議を行い、同様のミスが生じないよう体制づくりを行う。活用に向けては特に固定資産台帳の細分化が必要となることから、国の地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業等を活用しながら、活用に向けての方向性を関係課と連携し進めていく。
備考欄	

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C)進捗の遅れや残された課題が残り、目標を下回る。

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取組組み に対する達成度の分析	財務諸表の公表・分析については、問題なく進められている。ただ、毎年の課題である活用については、大きな進展がないのが現状である。
年度計画(目標)等の 見直し内容 (該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	2-(1)-③		
2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”					
(1). 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組					
取組項目	税等の収納率の向上	実施課	収納課		
具体的取組項目	税等の収納率の向上	実施課	収納課		
推進課	収納課	実施課	収納課		
目的	市民サービスに必要な財源を確保するため。				
取組内容	公平公正な収納を推進するため、窓口での折衝の機会や納付相談を受ける際に、現年分を優先して納付し滞納繰越になるものを減らしていく。納付忘れの防止及び期限内納付の観点から口座振替の推奨などに取り組む。また、滞納公債権については財産調査や差押え等の滞納処分を実施し、歳入を確保する。				
主な実施内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
納付相談	↑	↑	↑	↑	↑
滞納処分	↑	↑	↑	↑	↑
クレジットカード決済導入	↑	↑	↑	↑	↑
目標	効果				
令和2・3年度	<p>【市の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口での納付相談、納付忘れの防止及び期限内納付の観点から口座振替の推奨などにより収納率の向上を図る 徴収員の訪問徴収や定期的な催告の発送により、収納未済額の減少を図る クレジットカード決済の導入 <p>【市民の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公平公正な徴収に努め、市税等の確実な納付、納期限内の納付及び滞納にならないよう現年度納付の推進に取り組み、歳入の根幹である市税の徴収により市事業の財源の確保を図る。 市民の行政への信頼感、安心感が向上する。また、クレジットカード決済の導入といった納付方法の拡充により納税者の利便性が向上する。 				
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 窓口での納付相談、納付忘れの防止及び期限内納付の観点から口座振替の推奨などにより収納率の向上を図る 徴収員の訪問徴収や定期的な催告の発送により、収納未済額の減少を図る 				
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 窓口での納付相談、納付忘れの防止及び期限内納付の観点から口座振替の推奨などにより収納率の向上を図る 徴収員の訪問徴収や定期的な催告の発送により、収納未済額の減少を図る 				
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 窓口での納付相談、納付忘れの防止及び期限内納付の観点から口座振替の推奨などにより収納率の向上を図る 徴収員の訪問徴収や定期的な催告の発送により、収納未済額の減少を図る 				

令和2・3年度進捗状況

実施内容 (取組組み実績)	窓口での納付相談、口座振替の推奨、徴収員の訪問徴収、定期的な催告の発送及び財産調査や差押え等の滞納処分により、歳入を確保した。また、新たな納付方法として、令和3年10月からクレジットカード決済を導入した。また、スマートフォン決済のアプリを2つ追加しました。
評価 理由及び課題	B 新型コロナウイルス感染症による地方税の徴収猶予の特例の影響もあり、令和2年度は前年度と比して収納額は減少した。令和3年度は徴収猶予が終わり平年並みの徴収率となっている。引き続き歳入確保に取り組んでいく。
次年度以降の対応方針	納付相談により、納税者の納付意識の向上に取り組みとともに、引き続き訪問徴収や定期的な催告の発送を行い、市民サービスに必要な財源の確保に努める。
備考欄	

令和4年度進捗状況

実施内容 (取組組み実績)	窓口での納付相談、口座振替の推奨、徴収員の訪問徴収、定期的な催告の発送及び財産調査や差押え等の滞納処分により、歳入確保に努めました。また、地方税お支払いサイトにおいて令和5年4月から市税の一部(固定資産税、軽自動車税)にQRコード決済(クレジットカード納付、スマホ決済アプリ)ができるよう準備に取り組んだ。
評価 理由及び課題	B 現年度分については平年並みの徴収率となる見込み。滞納繰越分については、新型コロナウイルス感染症による地方税の徴収猶予の特例の終了の影響により3年度は徴収率が跳ね上がったが、平年並みになる見込み。公平公正な徴収に向け、適正に滞納処分等ができる人材確保及び他姓整備のもと歳入確保に取り組む。
次年度以降の対応方針	地方税お支払いサイトが市県民税で利用できるようになれば、市で設定しているクレジットカード決済については整理していく必要がある。
備考欄	

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《推進課中間評価》

3年間(R2~R4)の取り組み に対する達成度の分析	クレジットカード決済や地方税お支払いサイトの整備など、市民が納税する選択肢を増やすことができた。クレジットカード決済やスマホ決済については、納付割合が増えている状況である。
年度計画(目標)等の 見直し内容 (該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	2-(1)-③
2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”			
(1). 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組			
取組項目	税等の収納率の向上		
具体的取組項目	介護保険課	実施課	介護保険課
推進課			
目的	介護保険事業の健全な財政運営と負担の公平性を図るため。		
取組内容	介護保険料は、介護保険事業の根幹を成す財源であり、公平・公正の観点からも収納率の向上に努める。納付相談や口座振替納付の推進など利便性の向上を図るとともに、徴収困難な公債権は関係各課が連携して滞納処分など対策を講じる。		
主な実施内容	実施スケジュール		
口座振替の推奨	令和2年度	令和3年度	令和4年度 令和5年度 令和6年度
督促状の送付	↑	↑	↑
催告書の送付	↑	↑	↑
納付困難者への対応	↑	↑	↑
目標	効果		
当月初賦課、年齢到達や転入・特別徴収から普通徴収への切替時に口座振替用紙を郵送し、推奨を促す。	【市の効果】 介護保険料の収納率向上は、介護保険事業の健全な財政運用と負担の公平性を図る上で重要であり、効果的・効率的な行政経営につながる。		
・督促状や催告書の送付により、滞納者への納付意識の向上を図る。 ・生活困窮による滞納者に対して、自主納付につながる納付相談対応(減免制度や分割納付相談)を行う。 上記取組により、前年度比較し、0.01%の上昇を目指す。	【市民の効果】 高齢者の増加に伴い、より一層の財源確保が必要となることから、介護保険制度の維持に寄与する。		
収納率	99.59%(令和2年度)	99.60%(令和3年度)	
令和4年度	上記目標は継続して実施する。 収納率は前年度比較し、0.01%の上昇を目指す。		
令和5年度	99.61%	上記目標は継続して実施する。 収納率は前年度比較し、0.01%の上昇を目指す。	
令和6年度	99.62%	上記目標は継続して実施する。 収納率は前年度比較し、0.01%の上昇を目指す。	
	99.63%		

令和2・3年度進捗状況

実施内容 (取り組み実績)	年齢到達や転入等で新たに賦課をする際、口座振替の推奨を図るため、案内文を見直した。また、督促状や催告書の送付により、滞納者への納付意識の向上を図った。その他、自主納付につながる納付相談対応(減免制度や分割納付相談)を行った。	
評価 理由及び課題	A	R2年度と比較し、0.04%収納率(99.62%→99.66%)が向上した。収納率の向上を図るため、継続し、上記内容を取り組む。
次年度以降の対応方針	引き続き、普通徴収対象者には口座振替の勧奨を行うことや、未納者に対して、督促状や催告書を送付し、納付や分割納付を促す。	
備考欄		

令和4年度進捗状況

実施内容 (取り組み実績)	当初賦課決定通知書や納付明細書が、よりわかりやすいよう説明書を作成した。また、口座振替の推奨を図るため、昨年度に引き続き、年齢到達や転入等で新たに賦課する際の口座振替案内文の送付や、滞納者への納付意識の向上を図るため、督促状や催告書の送付している。その他、自主納付につながる納付相談対応(減免制度や分割納付相談)を行っている。	
評価 理由及び課題	B	前年同月比較において、0.04%収納率が減少した。収納率の向上を図るため、丁寧な賦課説明や納付相談、未納者への督促状や催告書の送付を継続して取り組む。
次年度以降の対応方針	引き続き、普通徴収対象者には口座振替の勧奨を行うことや、未納者に対して、督促状や催告書を送付し、納付や分割納付を促す。	
備考欄		

■各年度の進捗(実施課)による評価基準の考え方
 (A)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《進捗課中間評価》

3年間(R2~R4)の取り組みに対する達成度の分析	収納率が継続して向上している状況下、R3年度の取り組みとして、口座振替の推奨のため、案内文及び、保険料パンフレットの見直しを行った。R4年度では、丁寧な賦課説明を行うため、当初賦課時の賦課説明文書の見直しを行った。R4:12月末時点での前年比較で収納率が減少しているが、未納者に対する督促状や催告書の送付により、滞納者への納付意識の向上を図ること、その他、自主納付につながる納付相談(減免制度や分割納付相談)などの取り組みにより、収納率の向上を図っていく。
年度計画(目標)等の見直し内容 (該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	2-(1)-⑤
2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ“持続可能な財政基盤の確立”			
(1). 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組			
取組項目		実施課	各課
具体的取組項目 広告事業・ふるさと納税制度の推進			
推進課		実施課	各課
目的 自主財源を確保し、より安定した公共サービスの提供につなげるため。			
取組内容 広告事業は引き続き積極的な営業活動を行い、発行物・ホームページ・看板のほか、様々な媒体の活用を研究し、広告事業のさらなる拡大を図る。			
主な実施内容			
令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度			
実施スケジュール			
広告掲載の営業活動	↑	↑	↑
デジタルサイネージシステムを含む新たな広告媒体の検討	↑	↑	↑
新庁舎に対応する新たな広告媒体の施工	↑	↑	↑
目標			
令和2・3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
・広報掲載の営業活動 ・デジタルサイネージシステムを含む新たな広告媒体の検討	【市の効果】 これまでの 広報紙や市ホームページ等による広告掲載だけでなく、新庁舎建設に伴い大型画面によるデジタルサイネージシステムの採用を検討しており、多数の事業所より広告掲載の収益を見込める。		
令和4年度	・広報掲載の営業活動 ・デジタルサイネージシステムを含む新たな広告媒体の検討	【市民の効果】 デジタルサイネージシステム採用の場合、大画面の広告となり来庁者が認識しやすくなる。	
令和5年度	・広報掲載の営業活動 ・デジタルサイネージシステムを含む新たな広告媒体の検討		
令和6年度	・広報掲載の営業活動 ・新庁舎に対応する新たな広告媒体の施工		
効果額			52,355,000 円

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取組組み実績)	令和2年度の広告収入8,784,880円に対し、令和3年度は3月末最終で10,252,290円となり、約146万円の収入増となった。デジタルサイネージシステムの採用については、情報収集に努めており、新たな広告媒体の検討をしている。
評価 理由及び課題	A 令和3年度は自主財源確保推進員が積極的に広告掲載の営業活動を遂行したことにより、主に広報紙広告および公用車広告の収入が増加した。
次年度以降の対応方針	広告収入の営業活動を幅広く拡大して、収入の増加を図る。 デジタルサイネージシステムの採用を検討していくため、継続して情報収集を図る。
備考欄	

令和4年度進捗状況	
実施内容 (取組組み実績)	令和3年度の広告収入10,252,290円に対し、令和4年度は10,279,700円の見込みで、収入は微増となる見込みである。デジタルサイネージシステムの採用については、参考となる情報の収集ができた。
評価 理由及び課題	A 令和4年度は自主財源確保推進員が積極的に広告掲載の営業活動を遂行したことにより、公用車広告の収入が増加した。
次年度以降の対応方針	公共施設や他部署における資産活用も含めて広告事業の拡大展開を模索し新たな収入源が確保できるように検討していく。 新庁舎の実施設の中でデジタルサイネージシステムの採用を検討していくため、継続して情報収集を図る。
備考欄	■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組みに対する達成度の分析	自主財源確保推進員が市関係課と連携し、積極的且つ円滑な営業活動を遂行したことで収入増加に繋がる成果があった。 デジタルサイネージシステムを含む新たな広告媒体を検討していくため、幅広く情報収集をすることができた。
年度計画(目標)等の見直し内容(該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	2-(1)-⑤
2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ“持続可能な財政基盤の確立”			
(1) 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組			
広告事業・ふるさと納税制度の推進			
具体的取組項目		魅力発信課	実施課
推進課		各課	
目的			
自主財源を充実し、より安定した公共サービスの提供につなげるため。			
取組内容			
ふるさと納税制度は、謝礼品を充実し、さらなる寄附の周知や利便性の向上を図る。			
主な実施内容			
実施スケジュール			
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
令和6年度			
ふるさと納税寄附推進事業 (謝礼品の充実、地場産品PR等)			
令和2・3年度	ふるさと納税制度に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイト等を通して市内地場産品を広く周知する。		
令和4年度	ふるさと納税制度に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイト等を通して市内地場産品を広く周知する。		
令和5年度	ふるさと納税制度に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイト等を通して市内地場産品を広く周知する。		
令和6年度	ふるさと納税制度に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイト等を通して市内地場産品を広く周知する。		
目標			
令和2・3年度	ふるさと納税寄附推進事業に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイト等を通して市内地場産品を広く周知する。		
令和4年度	ふるさと納税寄附推進事業に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイト等を通して市内地場産品を広く周知する。		
令和5年度	ふるさと納税寄附推進事業に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイト等を通して市内地場産品を広く周知する。		
令和6年度	ふるさと納税寄附推進事業に基づき、新規謝礼品を充実し、WEBサイト等を通して市内地場産品を広く周知する。		
効果			
【市の効果】令和元年6月にふるさと納税制度の地場産品基準が法制化されたが、まだまだ不安定な制度設計であるため、寄附金収入に財源を依存することはできない。しかし、市の各種事業に財源充当ができて市民サービスの向上につながる。			
【市民の効果】ふるさと納税寄附の謝礼品は、総務省告示の地場産品基準に基づいて掲載していることから、市内で生産・加工された地場産品を取り扱っており、市内事業者や生産者への発注が増え新たな販路としても期待でき、地域の活性化に寄与する。また、自主財源の充実により、住民ニーズに根ざした各種事業や行政サービスを提供することが見込める。			

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取組実績)	<令和2年度>: 謝礼品登録数: 455件、寄附件数: 101,527件 <令和3年度>: 謝礼品登録数: 576件、寄附件数: 131,550件
評価 理由及び課題	A 謝礼品を126件新規登録し、寄附件数も前年度を上回り、WEBサイト等を通して全国に市内地場産品を広く周知することができた。
次年度以降の対応方針	引き続き、総務省地場産品基準及び市カイドラインに基づき、新規謝礼品の充実を図り、全国に市内地場産品を広く周知していく。
備考欄	
令和4年度進捗状況	
実施内容 (取組実績)	<令和4年度>: 謝礼品登録数: 655件、寄附件数: 147,806件(令和4年12月末時点)
評価 理由及び課題	A 謝礼品を99件新規登録し、寄附件数も前年度を上回り、WEBサイト等を通して全国に市内地場産品を広く周知することができた。
次年度以降の対応方針	引き続き、総務省地場産品基準及び市カイドラインに基づき、新規謝礼品の充実を図り、全国に市内地場産品を広く周知していく。
備考欄	
<p>■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。</p>	
《推進課中間評価》	
3年間(R2~R4)の取組み に対する達成度の分析	ふるさと納税の健全な推進により、寄附額が増加し、本市自主財源の充実に寄与することができている。また、本市を応援していたただけるファンづくりに取り組むことで、これまで、寄附件数及び寄附金額ともに増加しており、本市の認知度及び地場産品のプラント力の向上、市内産業の振興も含め、地域循環型による地域活性化を図ることができている。
年度計画(目標)等の 見直し内容 (該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	2-(1)-⑥ 3-(4)-①
行政経営改善指針の基本方針	2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”		
取組項目	(1). 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組 (4). 人的・物的資源の効率的配置		
具体的取組項目	公有財産の有効活用と処分		
推進課	管財契約課	実施課	管財契約課 行政経営改革室
目的	歳入の確保及び維持管理費用の軽減を図るため。		
取組内容	行政経営改革室による個別施設計画等を基にした検討により【売却可能】と選定された財産を、土地整理できたら順次売却する。 売却までに期間を要する財産や売却困難と位置付けられた財産は、貸付け等の手法により有効活用を図る。		
主な実施内容	実施スケジュール 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度		
売却可能財産の検討・選定	↑		
利活用財産の検討・選定	↑		
検討結果に基づく売却・活用	↑		
目標	効果		
売却目標	【市の効果】 ・旧金田コミュニティセンター跡地(金剛寺町323他) ・旧岡山小学校跡地(加茂町2477他)	令和2年度	令和3年度
令和2・3年度	市有地売却による収入の確保が見込める。 普通財産の維持管理費用の低減により健全な財政運営に寄与できる。 財産売却収入は基金に積み立てた上で大型整備準備事業に充当されるため、今後の大型整備実施の際の市債発行を抑制できる。		
令和4年度	令和5年度	令和6年度	効果
令和4年度	財政効果額について ①旧金田コミュニティセンター跡地(金剛寺町323他) 売却見込価格 80,000,000円 ②旧岡山小学校跡地(加茂町2477他) 売却見込価格 157,920,000円 ③財産売却にかかる支出(評価額算定費用等) H27年～R1年の5か年平均額 3,827,627円 ①+②-③=234,092,373		
令和5年度	【市民の効果】 市債発行の抑制による、将来世代の負担軽減。		
令和6年度	効果額 234,092,373 円		

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取り組み実績)	令和2年度は、15筆売却し6,411,372円の売却収入、令和3年度は12月末現在で、12筆売却し、25,293,928円の売却収入となった。
評価 理由及び課題	B 事業全体の目標である歳入確保及び維持管理費用の低減は、一定の基準で達成している部分はあるが、備考欄記載の事情等で売却できないケースを減らしていく必要がある。
次年度以降の対応方針	引き続き売却可能資産の売却を推進する。また、土地所管課との連携をより密に行い、行政施設跡地等が長期にわたり遊休地とならないように図る。
備考欄	旧金田コミュニティセンター跡地…所管課による土地整理が完了しておらず、売却可能資産になっていない。 旧岡山小学校跡地…各所管課による活用方針の模索段階で、売却可能資産になっていない。

令和4年度進捗状況	
実施内容 (取り組み実績)	令和4年度は、12月末時点で7筆売却し961,185円の売却収入となった。
評価 理由及び課題	B 歳入確保及び維持管理費用の低減は、一定達成している部分はあるが、売却収入は大幅に減少している。備考欄記載の事情等があるものの売却可能資産となるように関係課と協議を行い早期に進めていく必要がある。
次年度以降の対応方針	引き続き売却可能資産の売却を推進する。また、土地所管課との連携をより密に行い、行政施設跡地等が長期にわたり遊休地とならないように図る。
備考欄	旧金田コミュニティセンター跡地…所管課(まちづくり協働課)による土地整理が完了しておらず、売却可能資産になっていない。 旧桐原幼稚園、旧桐原コミュニティセンター跡地…跡地東側駐車場に係る境界確定及び不動産登記等の土地整理が令和4年度中に完了する予定であり、周辺市有地と合わせて令和5年度に普通財産として売却する方針としている。

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	市有地の売却については需要状況を鑑みて売却を行っており、各年度により売却実績の変動が大きい。今後も需要状況を鑑みた中で土地整理や売却処分を行っていく必要があるが、売却計画を立て安定的に売却を進めていく必要がある。
年度計画(目標)等の 見直し内容 (該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針	2-(1)-(7) 3-(4)-①
取組項目	2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基礎の確立” (1) 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組 (4) 人的・物的資源の効率的配置
具体的取組項目	公共施設等総合管理計画・個別施設計画に基づくマネジメント
推進課	行政経営改革室 実施課 各課(施設所管課)
目的	財政負担の軽減・平準化と施設の適正配置を図るため。
取組内容	公共施設等総合管理計画の方針に基づいた施設類型ごとの個別計画が策定完了したことから、対象期間の第1期となる平成29年から令和8年までの進捗管理を行う。毎年度、進捗の確認と3年に1度の見直しを適切に行い、中長期的な視点から、有効活用や統廃合及び長寿命化など、公共施設の効率的・効率的な管理運営を行う。また、財政負担の軽減・平準化と施設の適正配置に資する公共施設の新たな活用方法の検討を行う。
主な実施内容	実施スケジュール 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 ↑ ↑ ↑ ↑ ↑
個別施設計画の進捗管理	↑
公共施設等総合管理計画、個別施設計画の見直しの実施	↑
公共施設の適正配置に係る検討	↑
公共施設の新たな活用に係る研究	↑
公共施設の新たな活用を行う推進体制、仕組みづくり	↑
目標	効果
令和2・3年度	【市の効果】 市が所有する全施設を対象に、役割や機能を踏まえつつ課題(コスト、利用状況等)を抽出し、公共施設の質と量の最適配置や長寿命化等の公共施設マネジメントを推進し、計画の見直しを実施する。 また、公共施設の新たな活用方法を検討し、計画的に進めていくことで市の財産を有効活用できる。
令和4年度	【市民の効果】 限られた財源のなか、持続可能なまちづくりを実現しつつ、市民のニーズに対応した公共施設を利用したサービス提供を維持することができる。 また、今まで活用されていなかった施設も新たな活用方法や譲渡を含めた除却を検討し、計画的にマネジメントすることによって市民サービスの向上に繋がる。
令和5年度	見直しを行った各施設の新庁舎供用開始後の状況を元に、さらなる施設ごとの統合や廃止を考慮、提案できるようなマネジメントを行う。また、公共施設の新たな活用を行うための推進体制、仕組みづくりを行う。
令和6年度	令和4・5年度に行った公共施設のマネジメント内容を元に、各計画の見直しを実施し、公共施設の効率的・効率的な管理運営に繋げる。また、公共施設の新たな活用を行うための推進体制、仕組みづくりを行う。

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取り組み実績)	個別施設計画の進捗管理と共に、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の中間見直しを実施した。
評価 理由及び課題	A 目標通り実施できた。
次年度以降の対応方針	令和8年度の削減目標に向けて、引き続き計画的に進めていく。
備考欄	

令和4年度進捗状況	
実施内容 (取り組み実績)	個別施設計画の進捗管理と共に、施設所管課管理職を対象に、公共施設等のマネジメントに関する研修会を実施し、また、施設活用等の方針検討に活かすために図が実施するサウンディング事業に参加した。
評価 理由及び課題	A 目標通り実施できた。
次年度以降の対応方針	指定管理者制度の効率的な運用の検討を含め、引き続きサウンディングに参加する。併せて、施設の活用を含めたトータル的なマネジメントを具体的に推進できる体制を検討する。
備考欄	

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	専門家の支援を受けながら公共施設等総合管理計画・個別施設計画の中間見直しを行ったことで、各施設所管課へのヒアリングや全庁的な研修会の実施、サウンディングへの参加等新たな視点でのマネジメントにシフトすることができた。
年度計画(目標)等の 見直し内容 (該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	2-(1)-⑧
2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”			
(1). 未来を見据えた持続可能な財政運営を図るための取組			
新たな財源の確保に向けた取組			
推進課	行政経営改革室	実施課	各課
新たな自主財源の確保策に向けた検討を進めるため。			
取組内容	近年、自主財源の確保策としてふるさと納税制度が担う部分が大きく占めているが、新たな財源確保の策となるものを模索し、安定的な行政運営に努める。		
主な実施内容	実施スケジュール 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度		
新たな財源確保のための体制、仕組みづくり	↑		
新たな財源確保のための事例研究	↑		
研究事例の庁内情報共有、検討	↑		
目標	効果		
令和2・3年度	【市の効果】 新たな自主財源の確保策を確立することで、安定的な行政運営に繋げることができる。 【市民の効果】 安定的な自主財源を確保することで住民サービスの向上に繋がる新たな施策に取り組みことができる。また、クラウドファンディング等を実施することができれば、市民が行政へ参画する新たな機会となる。		
令和4年度	検討を行った新たな財源確保のための施策について、前年度に作成した素案を庁内の関係課に提案し、翌年度に試行できるよう進める。		
令和6年度	検討を行った新たな財源確保のための施策について試行を行った結果を分析・検証・評価を行い、新たな財源確保策に活用していく。		

令和2・3年度進捗状況

実施内容 (取り組み実績)	令和2年度に新型コロナウイルス感染症流行に伴い近江牛枝肉価格の低下による事業者支援のためのクラウドファンディングを実施し、多くの寄付をいただいた。
評価 理由及び課題	B 具体的な確保策は上記実施内容のみであったため、引き続き新たな財源確保策を検討していく。
次年度以降の対応方針	引き続き、クラウドファンディング等の検討を続けていくとともに、頭広告収入の見直しや新規広告媒体の確保等の財源確保に努める。
備考欄	

令和4年度進捗状況

実施内容 (取り組み実績)	新たな財源確保策として、ネーミングライツ制度導入に向けて検討を開始した。他市の実施状況等を調査・研究し、導入に向けての考え方や実施手順の素案作成を行った。
評価 理由及び課題	B また、その他財源確保策についても、本市で導入可能な制度の調査を実施した。具体的な新規検討内容はネーミングライツ制度のみであるため、引き続き新たな制度検討や研究に努める。
次年度以降の対応方針	ネーミングライツ制度の策定および庁内周知、実施にむけて推進する。
備考欄	

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《推進課中間評価》

3年間(R2～R4)の取り組みに対する達成度の分析	クラウドファンディング、ネーミングライツ制度の検討など財源確保について、一定の推進はできている。ただし、継続的に歳入確保につながる施策ではないため、今後、より安定的に財源確保ができる手法や広告媒体の確立について継続して進めていく。
年度計画(目標)等の見直し内容(該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号
2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”		2-(2)-① 3-(2)-②
取組項目	(2)住民サービス向上に繋がる公民連携の推進 (2)新たな時代に対応した行政評価、民間活力の活用等による業務改善	
具体的取組項目	定型的・庶務業務の民間委託の推進	
推進課	管財契約課 行政経営改革室・総務課	
実施課		
目的	費用対効果、受託能力などを勘案しながら民間のノウハウを活用して、業務効率を上げるため。	
取組内容	公用車管理・庁舎維持管理業務等の管財契約課業務全般における定型的業務や庶務業務を洗い出して、民間委託の余地を検討し、推進していく。	
主な実施内容	実施スケジュール 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度	
公用車リース検討	↑	
公用車リース運用	↑	
庁舎維持管理包括委託の検討	↑	
庁舎維持管理包括委託業者選定	↑	
庁舎維持管理包括委託開始	↑	
目標	効果	
令和2・3年度	現在の各業務について、費用対効果や受託能力を考慮し、民間への委託事業内容を検討する。令和3年度から公用車管理は民間委託導入の試行を開始し、庁舎維持管理等は包括委託を念頭に置いて方針を固める。	【市の効果】 業務のアウトソーシング化によって、民間委託できない業務に職員が注力できるようになる。諸管理において専門的なノウハウを持つ民間業者に委託することで、管理の質の向上が期待できる。
令和4年度	公用車管理は、新庁舎における公用車設置台数の適正点数算定をばしめ、全庁リースを視野に入れ、算出した公用車管理スペースを新庁舎実施設計に反映させる。庁舎維持管理等は、新庁舎実施設計と連携しながら、包括委託の仕様を固めて業者を選定していく。	【市民の効果】 市役所内リソース(人的資源)確保により、市民の要望に迅速に対応できる体制を整えることができ、行政サービスの向上が期待できる。
令和5年度	新庁舎での各業務における民間委託を本格的に推進していく。	
令和6年度	前年度までの民間委託推進進捗をまとめ、効果を確認し、新庁舎の業務に適した体制の構築を整える。	

令和2・3年度進捗状況

実施内容 (取り組み実績)	公用車リースについては、本庁公用車のリース計画を策定。令和4年度に導入開始予定。庁舎維持管理包括委託については、新庁舎建設に合わせて包括委託を導入する方針とし、今後、仕様を検討していく。
評価理由及び課題	B リースについては、令和4年に導入を開始予定。庁舎維持管理については、新庁舎建設に合わせて包括委託を導入する方針を固めた。
次年度以降の対応方針	公用車リースについては、リース導入を開始。併せて新庁舎における公用車設置台数の適正予想台数を定める。庁舎維持管理包括委託については、委託可能な業務の選定を実施し、包括委託導入の仕様を固める。
備考欄	公用車については電気自動車導入を並行して実施する為、リースについては全庁リースではなく一部を委託する方針とする。

令和4年度進捗状況

実施内容 (取り組み実績)	公用車リースについては、令和4年度に導入開始。(車両納車遅れの為、運用開始は2月からの予定) 庁舎維持管理包括委託については、新庁舎建設に合わせて包括委託を導入する方針とし、市庁舎整備推進室と検討を進めている。
評価理由及び課題	B リースについては、予定通り令和4年度中に導入開始見込。 庁舎維持管理については、新庁舎建設に合わせて包括委託を導入する方針を固め、導入案を検討中。
次年度以降の対応方針	公用車リースについては、今後運用を通して管理および次回契約(新庁舎建設で支所車両を契約後)に向けた改善点をまとめる。 庁舎維持管理包括委託については、入札中止により新庁舎の竣工が延期となる見込みであり、令和5年10月から行う実施設計の中で新庁舎整備推進室と協議調整のうえ仕様等を固めていく。 リースと併せて令和4年度中にEVは導入見込。(3月納車予定) 今後のEV移行は長距離移動が少なく比較的安価な軽自動車から進め、リースについては軽自動車以外の車両を主に対象としていく方針。
備考欄	

■各年度の進捗(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《推進課中間評価》

3年間(R2～R4)の取り組みに対する達成度の分析	社会情勢等の問題によって納車遅れが発生している為、運用開始が遅れているが、リース導入については年度内の導入開始が出来る見込みであり、概ね目標を達成出来た。 庁舎維持管理包括委託については、市庁舎整備推進室と包括委託導入の方針を固めており、今後対象となる業務の集約等は新庁舎実施設計のなかで仕様を固めていく。
年度計画(目標)等の見直し内容 (該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	2-(2)-①
2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”			
(2).住民サービス向上に繋がる公民連携の推進			
取組項目		行政経営改革室	各課
具体的取組項目		行政経営改革室等の民間委託の推進	
推進課		行政経営改革室	各課
目的 行政責任の確保、法令との整合性、費用対効果、受託能力などを総合的に勘案しながら民間のノウハウを活用し、行政事務等の効率化を図るため。			
取組内容 「公共サービスの行政関与および民間委託等に関する指針(平成24年度改訂)」に基つき、民間委託を進めるとともに、定型的業務や庶務業務等について民間委託等の可能性を検討する。			
主な実施内容			
実施スケジュール			
民間委託できる業務の確認	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新庁舎整備に見据えた業務の見直し、民間委託の検討			令和5年度
新庁舎整備に合わせた委託を行う関係課への支援			令和6年度
効果			
令和2・3年度	【市の効果】 定型的業務や庶務業務等について民間委託を行うこと 行政事務等の効率化を図ることができ、相談業務や 判断が必要となるものなど、職員が直接対応が必要と なる業務に注力することができる。 【市民の効果】 民間のノウハウを活用したサービスの提供が可能とな り、また、相談業務等に職員が注力できる環境を整え ることで行政サービスの向上に繋がる。		
令和4年度	特定された定型的業務や庶務業務等について民間委託の開始に向け、関係課が進められるよう支援し、次年度に開始できるような進め		
令和5年度	特定された定型的業務や庶務業務等について民間委託等を開始し、関係課における進捗状況を確認し、必要に応じ支援する。 また、新庁舎竣工後も引き続き、民間委託ができる可能性のある業務について、委託を検討する。		
令和6年度	まだ検討されていない定型的業務や庶務業務等について民間委託の可能性を検討するた め、関係課と協議を行う。 また、新庁舎竣工後も引き続き、民間委託ができる可能性のある業務について、委託を検討する。		

令和2・3年度進捗状況

実施内容 (取組組み実績)	市民窓口のアウトソーシングや定型業務の外部委託において関係各課と協議・検討を行った。また、新庁舎に向けた窓口業務の在り方等の研究を実施した。	
評価 理由及び課題	B	対象業務の特定には至っていないため、引き続き新庁舎整備の検討と併せて検討を進める。
次年度以降の対応方針	民間ノウハウが活用できる対象業務の特定、および開始に向けて検討を進めていく。	
備考欄	外部委託可能な事務であっても、「ICT技術の導入・利活用(体系・項目番号3-(1)-①参照)」の取組みにより業務効率化・省力化(機械化)により他業務を圧迫することなく職員対応で完結できた業務があったため、今後も単純に委託検討するのではなくICT技術の活用等と比較しながら進めていく。	

令和4年度進捗状況

実施内容 (取組組み実績)	調査・研究の結果、個々でアウトソーシングを実施するのではなく、庁内業務を包括的に民間委託する制度を活用することを目指して、調査・研究を行った。窓口業務については、令和4年度に引き続き在り方検討を実施した。	
評価 理由及び課題	B	対象業務の特定には至っていないため、引き続き新庁舎整備の検討と併せて検討を進める。
次年度以降の対応方針	包括的民間委託の導入効果の検証を含め、引き続き検討していく。また、実施にあたっては、ある程度の業務を一括で委託する必要があるため、関係各課との調整・協議を進めていく。	
備考欄	包括的民間委託・・・窓口業務、定型的な事務、市内施設の維持管理や修繕もまとめて民間業者に委託する制度。民間業者が、各業務間で柔軟な人員配置を行うため、個々で業務委託を行うよりも効率的な運用が期待できる。	

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題がある、目標を下回る。

《推進課中間評価》

3年間(R2～R4)の取組み に対する達成度の分析	窓口業務については、外部委託する前提として、BPR(業務改革)を行い、業務の効率化・省力化やマニュアル作成が必要であるため、新庁舎移転を目標にした将来的なビジョンを見据えたうえで、窓口業務の見直しと、検討チームを含めた協議を実施した。 そのため、窓口アウトソーシングの準備が望ましいも含めて、今後検討を進める。 包括的民間委託は、庁内調整や業務整理に1年以上かけた方がよいとのことから、進捗を見直す必要があると考えられる。ただし、個々のアウトソーシング等を実施する可能性も継続して検討中であるため、現状、当初目標通りとする。	
年度計画(目標)等の 見直し内容 (該当する場合)		

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	2-(2)-②
2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ“持続可能な財政基盤の確立”			
(2).住民サービス向上に繋がる公民連携の推進			
行政経営改善指針の基本的取組項目		指定管理者制度等の活用	
推進課		実施課	各課(施設所管課)
<p>公の施設の利用、運営状況などを検証し、民間のノウハウを活用し、効果的・効率的な管理運営で市民サービスの向上を図るため。</p>			
<p>民間のノウハウを活用し効果的・効率的に管理のできる公の施設については、指定管理者制度の導入を進める。導入済みの施設については毎年モニタリングを行い、施設サービスの質の向上やより効果的・効率的な管理運営を図る。</p>			
主な実施内容		実施スケジュール	
施設所管課のモニタリングによる適正な管理運営		令和2年度	令和3年度
新たな公の施設への指定管理者制度の適用、事務局運営		令和4年度	令和5年度
制度導入済の施設の今後の在り方について施設所管課と協議		令和6年度	令和6年度
他市町や先進的事例の研究			
目標		効果	
令和2・3年度	新たな公の施設へ指定管理者制度導入を検討してもらえるよう、制度未導入の所管課に協議を行う。また、コロナ禍の影響を鑑みながら、制度導入済の施設についてはモニタリングの実施による適正な管理運営を目指す。		【市の効果】 公の施設を適正な管理運営により事業者の経営努力により運営に係る費用が抑えられることで効果的な運営が可能となる。また、近江八幡駅前駐輪場のように使用料を市に直接納める形とすることで収益の軸となる可能性がある。
令和4年度	新たな公の施設へ指定管理者制度導入を検討してもらえるよう、制度未導入の所管課に協議を行う。制度導入済の施設において施設所管課と今後の在り方について協議を行い、継続すべきものと新たな経営の形態(委託、直営、団体への譲渡等)を研究・検討していく。		【市民の効果】 公の施設において指定管理者制度を導入することで民間のノウハウを活用し、効果的・効率的な管理運営で市民サービスの向上に繋がる。
令和5年度	新たな公の施設へ指定管理者制度導入を検討してもらえるよう、制度未導入の所管課に協議を行う。制度導入済の施設において施設所管課と今後の在り方について協議を行い、継続すべきものと新たな経営の形態(委託、直営、団体への譲渡等)を研究・検討していく。		
令和6年度	新たな公の施設へ指定管理者制度導入を検討してもらえるよう、制度未導入の所管課に協議を行う。制度導入済の施設において施設所管課と今後の在り方について協議を行い、継続すべきものと新たな経営の形態を研究・検討した結果を反映する。		

令和2・3年度進捗状況

実施内容 (取組の実績)	新規指定管理施設の導入に向けての調査を行ったところ、1施設について検討を開始する方向となった。また、既存指定管理施設についてもモニタリングを実施し、適正な管理運営に努めた。
評価 理由及び課題	A 新たな制度導入の検討と、モニタリングによる適正な施設管理が図れた。
次年度以降の対応方針	引き続き指定管理制度の適正な運用を行う。また、市施設としての今後の在り方を施設所管課と検討・研究していく。
備考欄	

令和4年度進捗状況

実施内容 (取組の実績)	新規指定管理施設の導入に向けての調査を行ったところ、1施設について検討を開始する方向となった。また、既存指定管理施設についてもモニタリングを実施し、適正な管理運営に努めた。また、来年に指定管理者の更新を迎える施設について、有効活用の検討や他の目的への転用の可能性調査のために国が実施するサウンディング事業に参加した。
評価 理由及び課題	A 指定管理者制度の運用方法について調査・研究を行い、制度の見直しを目標に、新しい運用方法を試行した(サウンディング等)。指定管理者制度として効果的な運用見直しには至っていないため、今後も継続してモニタリングの実施に努める。
次年度以降の対応方針	指定管理者制度の運用方法を推進する。
備考欄	令和2～3年度に指定管理者制度導入を目指していた1施設については、検討の結果、効果的な運用が望めない可能性が高いことが判明したことから、その他制度での活用を含めて、継続して検討していくこととした。

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方

- (A) 計画どおり進捗しており、目標を達成している。
- (B) 計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
- (C) 進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《推進課中間評価》

3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	指定管理者制度を随時見直しながら、継続して運用している。引き続き、その他業務委託等を活用した効率化などと比較検討しながら制度運用を推進する。なお、当実施計画の中で指定管理者施設を導入した施設としては、さざなみ浄苑(令和2年度)のみとなる。コロナ禍や物価高騰の影響を受け、指定管理者の経営努力だけでは施設運営が難しい状況が続いている。市としても指定管理者へ損失補填金を支出しているが、市の財政負担は大きくなくなる一方である。公共施設総合計画や個別施設計画と併せて、施設運用について継続して検討を続ける。
年度計画(目標)等の 見直し内容 (該当する場合)	

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取り組み実績)	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業計画、重要管路の耐震化検討については、令和3年度に管路等の更新計画の見直しや検討を行い、令和7年度までの更新計画(案)について取りまとめた。 円山配水池耐震化事業については、令和3年度に用地測量を実施し、用地を取得した。 老朽管路の更新は、塩ビ管を布設している人口密集地域等漏水や断水リスクの高い地域を重点的に整備する計画を立て、更新を行った。R2・R3実績：2,277.0m(繰越含む) 水道経営については、決算状況や工事進捗状況等による財政見通しの試算を行った。 窓口委託業務拡大については、他市への問合せ及び訪問による情報収集や課内協議を行い、実施手続、見積額を比較検討した結果、令和5～7年度の契約における拡大は見送りとした。令和4年度当初予算においては、現状の委託内容により債務負担行為を設定した。 遊休資産については、現状の委託内容により債務負担行為を設定した。 遊休資産については、現状の委託内容により債務負担行為を設定した。 遊休資産については、現状の委託内容により債務負担行為を設定した。
理由及び課題	<p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道施設等更新計画については、計画どおり進め目標を達成できている。近年以降は計画に基づき継続して進めていく必要がある。 窓口委託業務の拡大については、契約を進めたいが、令和5年度に拡大実施するには至らなかったため目標をやや下回る。窓口委託業務の拡大、方法を含め継続して検討する必要がある。 遊休資産については、地元意向を確認し協議を進める必要がある。 計画内に耐震化・更新事業を実施していくことで、効率的な工事を行うとともに、工事発注方法等の検討を進めていく。 水道事業経営戦略の策定に向け、財政・投資計画等の試算及び目標の検討を進めていく。 窓口委託業務拡大について、委託の拡大が委託年度職員等の活用等他の方法による実施を含め、継続して検討を行う。 遊休資産の一部については、地元の意向を確認の上、下水道関連工事、土地付帯物に関する協議、分筆登記を進める。
次年度以降の対応方針	
備考欄	

令和4年度進捗状況	
実施内容 (取り組み実績)	<ul style="list-style-type: none"> 水道経営については、取次状況・事業計画を基に財政投資計画の見直し、算定を行うとともに補助金活用、輸入協議等財源確保に努めました。経営戦略の策定については、引き続き協議・検討を進める。 窓口委託業務拡大の検討については、令和5～7年度分の入札を実施しました。令和8～10年度の契約に向け、給水装置工事申請・現地検査、指定給水装置事業者申請、排水設備計画申請受付等について、検討を継続する。 北之庄町地先の遊休資産については、令和3年度に測量等を実施後、関係者と協議を行った。また、その他の遊休資産についても整理及び方向性の検討を行った。 円山配水池耐震化事業については、管理用道路の詳細設計及び、送配水管の基本設計に着手した。 重要管路の更新は、円山路線3の更新工事及び、円山路線2の詳細設計に着手しました。また、次年度以降に導入を検討しているDB事業については、導入可能性調査に着手した。 老朽管路の更新は、塩ビ管を布設している人口密集地域等漏水や断水リスクの高い地域を重点的に整備する方針に基づき、更新を行った。R4実績：2,208.1m(繰越含む) 水道経営については、事業計画・取次状況の進捗管理及び見直し算定を行うとともに、納入金について財源確保を図った。 経営戦略策定については、中長期的な事業計画及び財政計画等の勘案に時間を要している。今後、事業進捗による計画見直し及び目標設定・関係機関との調整が課題であると考えられる。 窓口委託業務拡大の検討については、令和8年度以降の契約に向け、検討を行う。 遊休資産については、土地の売却は進取できずとも、引き続き他の土地及び構造物の整理及びひき出しの方向性の検討を進める。 一部の業務については繰越となるが、今年度の発注予定であった工事・委託業務は、概ね計画どおり取組めた。 経営戦略については、工事進捗及び決算状況を反映し、策定に向けて財政・投資計画等の試算及び目標の検討・協議を進める。 遊休資産については、整理及び方向性の検討を進めるとともに、建物等の解体設計を行う。 配水池の耐震化事業、重要管路の更新事業については、アセットマネジメント計画並びに経営戦略に基づき進捗する。また、老朽管の更新事業については、特に漏水の多い地域を重点的に整備する方針と取組む。
理由及び課題	<p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営戦略については、毎年年度、決算状況や工事進捗状況等による財政見通しの試算を行うことにより将来収支見通しの把握、見直しが出来ている。また、補助金活用の検討、繰入金金の協議を行い財源確保を図った。経営戦略策定については、目標年度の策定完了は困難となった。引き続き策定に向けて取り組みを進める。 窓口委託業務については、R5～7年度における契約では大幅な拡大はできなかったが、一部新たな事務を追加した。 令和3年度に土地(1筆)の測量、官民境界確定及び地籍更正を行った。令和4年度は分筆登記等を進める予定だったが関係者との協議の結果、実施を取り止め、その他の遊休資産の整理及びひき出しの方向性の検討を行った。 工事及び委託業務については、概ね計画通り取組めた。
次年度以降の対応方針	
備考欄	<p>■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方 (A)計画どおり進捗しているが、目標を達成している。 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。</p>

《推進課中間評価》	
理由及び課題	<p>水道経営については、毎年年度、決算状況や工事進捗状況等による財政見通しの試算を行うことにより将来収支見通しの把握、見直しが出来ている。また、補助金活用の検討、繰入金金の協議を行い財源確保を図った。経営戦略策定については、目標年度の策定完了は困難となった。引き続き策定に向けて取り組みを進める。</p> <p>3年間(R2～R4)の取り組みに対する達成度の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口委託業務については、R5～7年度における契約では大幅な拡大はできなかったが、一部新たな事務を追加した。 令和3年度に土地(1筆)の測量、官民境界確定及び地籍更正を行った。令和4年度は分筆登記等を進める予定だったが関係者との協議の結果、実施を取り止め、その他の遊休資産の整理及びひき出しの方向性の検討を行った。 工事及び委託業務については、概ね計画通り取組めた。
備考欄	<p>経営戦略については、年度計画(目標)を令和5年度策定に延伸する。 遊休資産については、令和5年度の年度計画(目標)として整理、検討協議及び設計業務の実施を追加する。</p>

実施計画取組項目		体系・項目番号	2-(2)-④																									
行政経営改革指針の基本方針	2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”																											
取組項目	(2)住民サービス向上に繋がる公民連携の推進																											
具体的取組項目	水道事業の経営健全化																											
推進課	上下水道課	実施課	上下水道課																									
目的	<ul style="list-style-type: none"> いつでも良質なおいしい水を継続して安定的に供給するため。 公営企業として経費の縮減、業務の効率化を図り、健全な経営に努めるため。 老朽化した施設の更新並びに災害に強い施設の整備を計画的に進めるため。 																											
取組内容	<p>アセットマネジメント計画を基に、今後の水道事業(主に施設・管路の更新)に係る経営計画・年次計画を検討し、早急な耐震化が必要な円山配水池や重要管路の耐震化事業、老朽管路の更新を継続・計画的に行います。また、窓口委託業務の拡大や遊休資産の整理・売却の検討を行う。</p>																											
主な実施内容	<p>実施スケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> <td>↑</td> </tr> </tbody> </table> <p>効果</p>			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																								
↑	↑	↑	↑	↑																								
↑	↑	↑	↑	↑																								
↑	↑	↑	↑	↑																								
↑	↑	↑	↑	↑																								
令和2・3年度	<p>【市の効果】 水道事業においては、安定した経営が求められており、計画的に施設や管路の耐震化・更新事業を実施していくことで、効率的・効果的な施設・設備の管理運営を行うことができる。</p> <p>【市民の効果】 普段から安心安全な水道を利用していたいただけることに加え、災害時においても安定した水の供給を受けることができる。</p>																											
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 円山配水池耐震化事業(管理用道路詳細設計) 送配水管基本設計 重要管路の耐震化検討・実施 老朽管路の更新 会計年度任用職員等の活用を含め、窓口委託業務拡大の検討を継続 遊休資産に係る分筆登記、下水道関連工事、付帯物撤去及び売却 水道経営戦略の策定 円山配水池耐震化事業(管理用道路築造工事、配水池詳細設計) 重要管路の耐震化検討・実施 DB委託に伴うアセットマネジメント業務委託 老朽管路の更新 会計年度任用職員等の活用を含め、窓口委託業務拡大の検討を継続 水道経営戦略の策定 遊休資産の整理、検討協議、設計業務の実施 																											
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 円山配水池耐震化事業(管理用道路築造工事) 重要管路の耐震化検討・実施 老朽管路の更新 窓口委託業務拡大の検討を継続 遊休資産の整理、検討協議、工事の実施 																											
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 重要管路の耐震化検討・実施 老朽管路の更新 窓口委託業務拡大の検討を継続 遊休資産の整理、検討協議、工事の実施 																											

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針	体系・項目番号	2-(2)-⑤
取組項目	2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ“持続可能な財政基盤の確立”	
取組項目	(2)住民サービス向上に繋がる公民連携の推進	
具体的取組項目	公共下水道事業の経営健全化	
推進課	上下水道課	上下水道課
実施課	上下水道課	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・良質な下水道サービスを継続して提供するため。 ・経営改善に取り組み、経営基盤の強化を図るため。 ・予防保全管理の観点に立ち、効率的な施設の維持管理を進めるため。 	
取組内容	<p>下水道事業は、予防保全管理への転換期を迎え、今後、人口減少等による収益減少も予想される。そのため、経営戦略に基づいた事業運営に取り組み、経営基盤の強化に努め、施設等については、ストックマネジメント計画に基づき、継続的な点検調査や改築更新を計画的に実施し、長寿命化に取り組む。</p> <p>不明水の低減のための対策(調査・点検・補修)を行う。</p> <p>また、市街地内水排除に関する雨水管理総合計画の策定及び対策事業を実施する。</p>	
主な実施内容	実施スケジュール	
下水道経営戦略策定	令和2年度	令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度
ストックマネジメント計画の実施	↑	↑
不明水対策事業	↑	↑
雨水管理総合計画の策定・実施	↑	↑
目標	効果	
令和2・3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道経営戦略の策定 ・ストックマネジメント計画に基づく、管路等の継続的な点検・調査、改築更新工事 ・不明水対策調査委託の実施 ・雨水管理総合計画の策定及び実施計画の策定 ・下水道総合地震計画策定のための事前協議 	<p>【市の効果】</p> <p>下水道事業に係るストックマネジメント計画や経営戦略を策定し、それを基礎として継続的な事業運営を行うことで、長期的な見通しを持った安定的な事業運営を行うことができる。</p> <p>従来からの懸案事項である不明水対策に取り組み、とて、有収率の向上を図り、維持管理負担金の削減につながる。</p> <p>また、雨水管理総合計画の策定及び対策工事の実施により、市街地における計画的な内水排除対策を行うことが可能となり、水害に強い、持続可能なまちづくりが可能となる。</p>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックマネジメント計画に基づく、管路等の継続的な点検・調査、改築更新工事 ・不明水対策実施設計委託 ・雨水管理総合計画に基づく、調査・測量設計・関係機関協議の実施 	<p>【市民の効果】</p> <p>長期的な見通しを持って分析や更新を行うことで、安定的で継続的に下水道を利用していだだくことができ、また、災害や浸水等の被害から市民生活を守り、安全・安心な住民サービスを提供することができる。</p>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックマネジメント計画に基づく、管路等の継続的な点検・調査、改築更新工事 ・雨水管理総合計画に基づく、工事詳細設計の実施 	
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックマネジメント計画に基づく、工事実施 ・不明水対策工事の継続 ・雨水管理総合計画に基づく対策工事の実施 	

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取り組み実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道経営戦略は、令和2年度に策定。令和3年度は、決算状況(実績)を反映し、投資・財政計画等の更新及び事業進捗状況の管理を行った。令和3年度、年2回の見直し、更新を実施した。 ・ストックマネジメント計画に基づく管路調査は、令和2年度6.3km、令和3年度では8.4km実施した。 ・不明水対策は、令和2年度～2か年で柳町における取付管更生を実施した。また令和3年度では若葉町(1～3丁目)における管路調査を実施。 ・雨水管理総合計画事業は、令和2年度で実施方針を策定し、令和3年度は実施計画の策定に取組んでいる。
評価理由及び課題	<p>A</p> <p>概ね実施計画通りに取組んでいる。次年度以降も継続して取り組み、必要に応じて事業の見直しを行う。</p>
次年度以降の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道経営戦略については、継続して投資・財政計画等の更新及び事業進捗状況の管理を行い、必要に応じて、状況の変化に伴う目標変更の検討・協議を行う ・引き続きストックマネジメント計画に基づく管路調査を実施し、調査結果に応じて適宜更新工事を行う。 ・不明水対策では、若葉町における新たなマンホールポンプの実施設計並びに工事に着手し、同時に管更生の実施設計業務並びに工事に着手する。 ・雨水管理総合計画事業は、調査・測量設計業務並びに、対策工事に着手する。
備考欄	
令和4年度進捗状況	
実施内容 (取り組み実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道経営戦略は、令和2年度に策定。令和4年度においても、決算状況(実績)を反映し、投資・財政計画等の更新及び事業進捗状況の管理を行った。令和4年度、年2回進捗管理を行い、見直し・更新を実施した。 ・ストックマネジメント計画に基づく管路調査は、令和4年度に2.7kmを実施。過年度の調査結果より改築更新工事としてマンホール蓋を7箇所更新した。 ・不明水対策では、若葉町において管更生工事に向けた実施設計業務が完了。管更生工事に着手する。 ・雨水管理総合計画事業は、実施計画策定業務が完了。対策工事の実施に向け事業計画変更業務を実施している。
評価理由及び課題	<p>A</p> <p>概ね実施計画通りに取組んでいる。次年度以降も継続して取り組み、必要に応じて事業の見直しを行う。</p>
次年度以降の対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道経営戦略については、継続して投資・財政計画等の更新及び事業進捗状況の管理を行い、必要に応じて、状況の変化に伴う目標変更の検討・協議を行う。 ・引き続きストックマネジメント計画に基づく管路調査を実施し、調査結果に応じて適宜更新工事を行う。 ・不明水対策では、若葉町における新たなマンホールポンプの実施設計並びに工事に着手する。 ・雨水管理総合計画事業は、調査・測量設計業務並びに、対策工事に着手する。
備考欄	

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《推進課中間評価》

3年間(R2～R4)の取り組みに対する達成度の分析	<p>経営戦略やストックマネジメント計画を策定したことにより、従来の事後保全的な管理から予防保全的な管理への転換ができ、安定的な事業経営が可能となったことで経営基盤の強化に寄与することができたと考える。</p> <p>また、不明水対策事業や雨水対策事業の継続的な取組みにより、対策工事実施へつなげることができたと考える。</p>
年度計画(目標)等の見直し内容(該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	2-(2)-⑥
2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基礎の確立”			
(2).住民サービス向上に繋がる公民連携の推進			
第三セクター等出資団体・外郭団体等への支援、関与のあり方の見直し			
行政経営改革室	実施課	各課	
目的	外郭団体等の自主・自立の促進及び市との役割分担による効果的・効率的な行政経営を図るため。		
取組内容	第三セクター等団体の設立経緯や事業の意義を勘案しつつ、経営状況等の把握に努め、補助金交付等の財政的支援、人的関与など今後のあり方を検討し、見直しを図る。		
主な実施内容	実施スケジュール 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度 ↑ ↑ ↑		
経営状況を確認 財政的リスクを把握			
外郭団体等の今後の在り方について所管課と協議、研究必要に応じ、外郭団体等の支援、関与のあり方の見直しの実施			
目標	効果		
令和2・3年度	【市の効果】 外郭団体等の自主・自立の促進及び市との役割分担により、効果的・効率的な行政経営を図ることができ、今後の行政運営の安定化に繋げる。 【市民の効果】 外郭団体によるノウハウを活かした質の高いサービス提供が可能となり、市民サービスの向上に繋がる。		
令和4年度	所管課に対して第三セクター等出資団体の財務諸表等から経営状況を継続的に確認する。 また、改善等の取組に係る報告書の提出により、リスクの管理に努める。併せて、所管課とともに今後のあり方等を含め、経営状況の健全化に向けた協議を行う。		
令和5年度	所管課に対して第三セクター等出資団体の財務諸表等から経営状況を継続的に確認する。 また、改善等の取組に係る報告書の提出により、リスクの管理に努める。併せて、所管課とともに今後のあり方等を含め、経営状況の健全化に向けた協議を行う。		
令和6年度	所管課に対して第三セクター等出資団体の財務諸表等の前年度との比較でリスク状況をまとめ、それぞれどのように対応しているか、支援内容は適切か等、関与の在り方について見直しを実施する。		

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取組の実績)	第三セクター等出資団体の状況を調査し、財務諸表より財政状況等の確認を実施し、リスク管理を行った。
評価 理由及び課題	B 経営状況の確認はできたが、所管課とともに経営状況の健全化に向け、引き続きリスク管理に努める。また、今後のあり方及び経営状況の健全化に向け、協議・検討を所管課と実施していく。
次年度以降の対応方針	
備考欄	

令和4年度進捗状況	
実施内容 (取組の実績)	第三セクター等出資団体の状況を調査し、財務諸表より財政状況等の確認を実施し、リスク管理を行った。現状において財政リスクを抱える団体は存在しない。
評価 理由及び課題	B 債務超過を起している団体は存在しないが、年度の収支状況が赤字である団体もあり、所管課とともに経営状況の健全化に向けた協議や対応方針の策定に努める。
次年度以降の対応方針	今後のあり方及び経営状況の健全化に向けた協議・検討を所管課と実施していく。
備考欄	

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	各年度において第三セクター等の財政状況の確認を実施した。何れも財政リスクを抱えている団体はないものの、年度単位での収支は赤字となる団体があるため、市として健全化に向けた方針を策定し、経営改善について依頼していく。
年度計画(目標)等の 見直し内容 (該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	2-(3)-①
2. 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ “持続可能な財政基盤の確立”			
(3). 担税力の強化・担税者の増加につながる取組み			
取組項目		具体的取組項目	
推進課		実施課	商工労政課
<p>将来、本市の粗幹産業を担う事業者を育てるため、商工会議所や商工会が起業や創業を目指す方を対象とした事業を支援するとともに、必要な情報発信を行うため。</p> <p>・はちまん創業塾※への参加により、起業・創業を目指す方に必要な知識や考え方を学ぶ。 ・定期的な意見交換を実施し、起業・創業に係る問題点や課題を共有する。 ・課題に対応するための事業を企画立案し実践する。 ※はちまん創業塾…商工会議所と商工会が連携し、創業を検討される方を対象としたセミナー（H28年度～、H31年度からは滋賀中央信用金庫とも連携）</p>			
主な実施内容		実施スケジュール	
はちまん創業塾への参加		令和2年度	令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度
定期的な意見交換の実施			↑
必要な事業の企画立案及び実践			↑
目標		効果	
令和2・3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・はちまん創業塾への参加 ・意見交換の実施 	<p>【市の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業や創業を検討している市民を知ることができ、また起業や創業に必要な知識や考え方を知らせて、行政が対象者に対する支援を実施することが期待できる。 ・課題に即した事業の企画・立案が可能となり、商工会議所や商工会と連携しながら効果的かつ効果的な事業の実践を行うことが期待できる。 <p>【市民の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業しやすい環境が整うことにより、起業家マインドを持つ市民が増加し、今後本市の経済を担う人材の発掘が期待できる。 	
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・はちまん創業塾への参加 ・意見交換の実施 ・事業の企画立案及び実践 		
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・はちまん創業塾への参加 ・意見交換の実施 ・事業の企画立案及び実践 		
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・はちまん創業塾への参加 ・意見交換の実施 ・事業の企画立案及び実践 		

令和2・3年度進捗状況

実施内容 (取組の実績)	令和2年度、令和3年度ともにはちまん創業塾に職員を派遣し、創業者が必要とする知識の習得に努めた。また、近江八幡商工会議所の主催で実施されたトライアルジョブ事業の意見交換に参加するなど、創業時の相談内容など情報収集を行った。
評価理由及び課題	A 商工会議所や商工会と連携して本市で創業をめざす方が必要な知識を創業者と共有し確認するとともに、創業者の相談内容を確保することができた。
次年度以降の対応方針	情報収集で得た情報を基に、創業して間もない事業者に対する支援策を商工会議所や商工会と連携して実施を検討する。
備考欄	

令和4年度進捗状況

実施内容 (取組の実績)	今年度もはちまん創業塾に職員を派遣し、創業者が必要とする知識の習得に努めた。また、近江八幡商工会議所の主催で実施されたトライアルジョブ事業の協議への参加や創業支援等事業計画に係る説明書交付対応などを行う中で、創業時の相談内容などの情報収集をし、事業検討を行った。
評価理由及び課題	A 商工会議所や商工会と連携して本市で創業をめざす方が必要な知識を創業者と共有し確認するとともに、創業者の相談内容を確保することができた。
次年度以降の対応方針	情報収集で得た情報を基に、創業して間もない事業者に対する支援策を商工会議所や商工会と連携して実施を検討する。
備考欄	

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《推進課中間評価》

3年間(R2～R4)の取り組みに対する達成度の分析	毎年度、はちまん創業塾に職員を派遣し、創業者が必要とする知識の習得に努めた。また、近江八幡商工会議所の主催で実施されたトライアルジョブ事業の協議への参加や創業支援等事業計画に係る説明書交付対応を行う中で、創業時の相談内容などの情報収集を行った。
年度計画(目標)等の見直し内容(該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	3- (1) - ①
3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 “未来につながる行政経営の推進”			
(1). 生産性・住民サービスの向上に繋がるICT技術の利活用・導入			
ICT技術の導入・利活用			
行政経営改革指針	行政経営改革室 情報政策課	実施課	各課
取組項目	ICT技術の利活用・導入を行い、事務等の業務に係る生産性、効率性の向上と電子申請、情報発信等で市民サービスの向上に繋げるため。		
具体的取組項目	近江八幡市ICT推進方針および近江八幡市システム最適化およびICT推進ビジョンの取組項目に則り、庁舎整備等と整合を図りながら導入可能な技術、利活用を進める。		
推進課	実施スケジュール		
目的	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取組内容	令和5年度	令和6年度	
主な実施内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ICT推進方針、ビジョンの取組項目の実施	↑	↑	↑
ICT技術導入、適用範囲の拡大	↑	↑	↑
スマート自治体滋賀モデル研究会の取組について進捗管理	↑	↑	↑
新庁舎供用開始後に向けた重点的な取組の検討	↑	↑	↑
財政的効果の検証	↑	↑	↑
目標	効果		
令和2-3年度	【市の効果】 新庁舎完成までに行えるICT技術の利活用・導入を行い、事務等の業務に係る生産性、効率性の向上を図ることができる。また、新庁舎の供用開始後の状況等を把握し、必須となるICT技術等についても重点的に検討を行うことにより、庁舎の整備に繋がりが、市民サービスの向上に繋がる。 また、財政的効果の検証を行うことで、効果額を示すことができる。		
令和4年度	【市民の効果】 ICT技術の利活用・導入により市民が来庁せずに電子申請等を行うことができる等、利便性の向上に繋がる。また、業務効率の向上によって空いた時間を活用するなど、相談業務等に職員が注力できる環境を整えることとで行政サービスの向上に繋がる。 【備考】 デジタル庁の創設や、ICT、情報技術の進歩等、めまぐろしく変化する状況に対応するため、総務省の策定した「自治体DX推進計画」等を参考に、ICT推進方針やビジョンについては都度見直しを行い、ICT推進本部等に図りながら進めていく。		
令和5年度	ICT推進方針、ビジョンの取組項目の実施やスマート自治体滋賀モデル研究会の取組に参加し、所管課と協議を行いながら導入を検討する。 また、新庁舎の完成を待たずに導入できるシステムについては積極的な導入を検討する。 財政的効果の指標等について検証した結果を本計画の目標値に設定する。		
令和6年度	ICT推進方針、ビジョンの取組項目の実施やスマート自治体滋賀モデル研究会の取組に参加し、所管課と協議を行いながら導入を検討する。 また、新庁舎の供用開始後を見据えたシステムの積極的な導入を検討する。		

令和2-3年度進捗状況

実施内容 (取り組み実績)	令和2年度よりAI-OCR、RPAの利用を開始し、業務効率化・省力化などの導入効果が表れている。また、スマート自治体滋賀モデル研究会(備考欄参照)の取り組みとして、令和3年10月にオンライン申請や手続きガイドを運用開始した。 令和3年度末時点で、オンライン申請は最大ごみの収集・水道の開栓・国保資格喪失等の計13手続き、手続きガイドは転入・転出・転居の計3手続きを公開している。なお、オンライン申請においては約260件の申請を受け付けた(不備等により取り下げとなるものも含む)。
評価理由及び課題	A オンライン申請や手続きガイド等のICT技術の導入により、行政サービスの向上が図れた。 より市民に活用いただけよう周知を徹底するとともに、市民要望が高い申請を洗い出し、オンライン化を早急に進める必要がある。
次年度以降の対応方針	オンライン申請手続きの拡充により市民利便性の向上に努める。また新たなICT技術の導入検討を進め、あわせて適正な効果検証を実施する。
備考欄	スマート自治体滋賀モデル研究会…県内15市町からなるICT技術を活用した具体的な施策・事業の実現に向けて研究・推進を行うチーム

令和4年度進捗状況

実施内容 (取り組み実績)	前年度に引き続きAI-OCR、RPA、AI会議録などのICT技術活用が進み、業務効率化・省力化などの効果が大きく表れている。また、オンライン申請は新たに約60フォームを作成し市民の利便性向上と業務効率化に努めている。なお、オンライン申請においては令和4年4月から12月までの間に1,000件を超える申請を受け付けた(不備等により取り下げとなるものも含む)。
評価理由及び課題	A オンライン申請や手続きガイド等の利用拡大により、行政サービスの向上が図れた。 今後、より市民に活用いただけよう周知を徹底するとともに、オンライン化を進める必要がある。
次年度以降の対応方針	オンライン申請手続きの拡充により市民利便性の更なる向上に努める。また、DX推進のため先行のビジョンおよび方針を令和5年度から3年計画で見直し、効率よく推進するためCIO補佐官業務によるアドバイザー支援を実施し、近江八幡市DX推進計画を策定する他、DX推進のための人材育成を行う。
備考欄	■各年度の進捗(実施課)による評価基準の考え方 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《推進課中間評価》

3年間(R2~R4)の取り組みに対する達成度の分析	新庁舎の完成を待たずに老朽化したLGMWAN系サーバおよびネットワークの更新を実施し、本庁舎ならびに南別館においてLGMWAN無線化を行った。これにより、ペーパーレス会議を行う事が可能となった。Zoom等の利用も増加し新型コロナウイルス感染予防対策の一環として必要に応じて分散勤務することが可能となった。
年度計画(目標)等の見直し内容 (該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	3-(2)-① 3-(3)-①
行政経営改善指針の基本方針	3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 “未来につながる行政経営の推進”		
取組項目	(2) 新たな時代に対応した行政評価、民間活力の活用等による業務改善 (3) 社会情勢や市民ニーズに基づいた事業の統合再編・再構築		
具体的取組項目	事務事業評価等の実施による業務の見直し		
推進課	行政経営改善室	実施課	行政経営改善室・全課
目的	行政サービス向上させ、効果的・効率的な行政経営につなげるため、社会情勢や市民ニーズに基づいた事務事業評価を実施し、事業の統合再編・再構築を目指すため。		
取組内容	施策や事務事業の目的や成果、コストなどに着目し、市の最上位計画である近江八幡市総合計画への貢献度、その有効性や効率性を市民等を交えた第三者の視点を含め、検証・評価する。その結果を予算などに反映させることにより、効果的・効率的な行政経営の継続的な改善を目指す。また、現在の評価システムを更新、洗練化を検討する。		
主な実施内容	実施スケジュール		
事務事業評価進捗管理	令和2年度	令和3年度	令和4年度
外部評価委員会の実施	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事務事業評価に係る体制・手法の見直し	令和2年度	令和3年度	令和4年度
施策評価との連携協議	令和2年度	令和3年度	令和4年度
令和2・3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
令和5年度	令和6年度		
令和6年度			
目標	効果		
令和2・3年度	<p>【市の効果】</p> <p>毎年度、事務事業評価を実施し、外部評価を経て、各事業の見直しにつなげる。また、事務事業評価の手法等について、事業の統合再編・再構築につながる事例研究を行い、体制・手法の見直しを実施する。</p> <p>【市民の効果】</p> <p>事務事業評価の方法について事業の統合再編・再構築につながるよう、様式等の修正を行う。併せて施策評価との連携について担当課と協議を行い、事業の統合再編・再構築につなげる。</p>		
令和4年度	<p>【市の効果】</p> <p>社会情勢や市民ニーズに基づいた統合再編・再構築が行い、行政サービスの向上、効果的・効率的な行政経営につなげることができる。</p> <p>【市民の効果】</p> <p>行政活動の透明性を図ることにより市民に対する説明責任を果たすとともに、行政サービスの向上させ、効果的・効率的な行政経営が行える。</p>		
令和5年度	<p>施策評価との連携を行い、事業の統合再編・再構築につなげる。様式の修正内容等について行政改革推進委員会等に意見を伺いながら、新たな評価方法を検討する。また、令和2年度以降の事業内容の変遷等、どのように改善が進んだかを検証を行う。</p>		
令和6年度	<p>検証結果をもとに新たな評価方法の実施を行い、より効果の高い事業の統合再編・再構築につなげる。また、令和2年度以降の事業内容の変遷等、どのように改善が進んだかを検証を行う。</p>		

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取組組み実績)	例年、約300事業の事務事業評価を実施し、そのうち令和2年度は8事業、令和3年度は10事業に対して外部評価を実施した。外部評価での指摘等については、各所属にて次年度以降の事業見直し計画を策定した。
評価理由及び課題	A 事務事業評価の実施や、外部評価により事業見直しに繋がった。また、事業の統合再編等に活用できるよう、評価項目についても一部見直しを実施した。
次年度以降の対応方針	引き続き事務事業評価の適正な実施に努める。また、より適切に事業の統合再編等が行えるよう評価項目の見直し等を実施していく。
備考欄	

令和4年度進捗状況	
実施内容 (取組組み実績)	例年通り、約300事業の事務事業評価を実施し、そのうち9事業に対して外部評価を実施した。外部評価での指摘等については、各所属にて次年度以降の事業見直し計画を策定した。また、併せて内部評価委員会を設置し、令和5年度新報事業のうち12事業に対して評価を実施し、より適切な事業となるよう取り組みを開始した。
評価理由及び課題	A 評価手法や評価様式を見直し、効果的な事務事業評価となるよう進めている。事業の統合再編には至っていないが、既存事業及び新規事業の評価を実施することにより、より効果的な事業となるよう、実施内容を再考する契機とすることができた。
次年度以降の対応方針	引き続き外部評価および内部評価の取り組みを拡大し、事業の統廃合に繋がるよう評価方法を見直しながら推進していく。 評価作業についても、形骸化しないよう庁内周知に努める。
備考欄	内部評価委員会…次長級職員からなる組織。

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題が下回る。

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組みに対する達成度の分析	内部評価の実施や評価様式の見直しを実施することにより、従来の手法と比較して事務事業の見直しを行う契機が増え、より効果的な事務事業展開に繋がったと考える。 ただし、見直しの結果、事業担当課の負担がやや増加しているため、より効果的で同等以上の効果が得られるような手法となるよう検討を進める。 また、今後も事業の統合再編に繋がるよう、評価対象となった事業の経過を注視していく。
年度計画(目標)等の見直し内容(該当する場合)	令和6年度実施予定の「令和2年度以降の事業内容の変遷等、どのように改善が進んだかを検証」を前倒し、令和5年度から継続的に実施することとする。

実施計画取組項目

行政経営改革指針の基本方針		3-(4)-① 4-(1)-① 4-(2)-①		
取組項目		体系・項目番号		
3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 “未来につながる行政経営の推進”				
(4) 人的・物的資源の効率的配置				
(1) 適正な人員配置による効果的な組織運営				
(2) 部署を超えた組織設置等の仕組みの構築				
人材の効果的配置				
定員管理の適正化、行政組織の見直し				
部局横断的な組織設置の仕組みづくり				
推進課	人事課	人事課		
実施課	人事課	人事課		
目的	限られた人員を効果的に配置することによる質の高い行政サービスの提供と市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる行政組織を目指すため。			
取組内容	① 定員適正化計画に基づき定員管理を行い、事務事業の見直しや民間委託化の推進を図りつつ、事業量に応じた職員の確保と効果的な配置に取り組み。 ② 市民ニーズへの対応や行政課題・重要施策に対する確かつ柔軟かつ柔軟に対応できるように、また、市民の期待に応え得る行政運営が可能な業務遂行体制を構築し、簡素で効率的かつ市民にわかりやすい組織・機構とするため、継続的に行政組織の見直しを図る。また、部局にとらわれない横断的な組織設置の仕組みづくりの検討。			
主な実施内容				
実施スケジュール				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員適正化計画による定員の進捗管理	↑	↑	↑	↑
行政組織の継続的な見直し	↑	↑	↑	↑
効果的な人員配置の推進	↑	↑	↑	↑
部局横断的な組織設置の仕組みづくりの検討	↑	↑	↑	↑
目標				
令和2・3年度	【市の効果】 行政サービスの向上と人材の効果的な活用により、限られた人員を効果的に活用することができる。 【市民の効果】 行政サービスの向上や、効果的・効率的な行政経営が行える。			
令和4年度	定員管理計画に基づく定員管理を行う。 ・行政課題・重要施策に対応した行政組織の見直しと効果的な人員の配置を進める。 ・部局横断的な組織設置の仕組みづくりの検討を行う。			
令和5年度	定員管理計画に基づく定員管理を行う。 ・行政課題・重要施策に対応した行政組織の見直しと効果的な人員の配置を進める。 ・部局横断的な組織設置の仕組みづくりの検討を行う。			
令和6年度	定員管理計画に基づく定員管理を行う。 ・行政課題・重要施策に対応した行政組織の見直しと効果的な人員の配置を進める。 ・部局横断的な組織設置の仕組みづくりの検討を行う。			

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取組実績)	令和4年度に向けた行政組織の見直しを行うとともに、行政需要に対応した人員を確保するための職員の採用を実施した。
評価 理由及び課題	B 適正な定員管理に留意しているものの、各分野において業務量が增大しているため、厳しい人的環境にある。今後、定年引上げを反映した定員管理計画の策定を行う。
次年度以降の対応方針	行政需要に対応した人員の確保が求められているが、引き続き職員採用に係るプロモーションの強化を図る。
備考欄	
令和4年度進捗状況	
実施内容 (取組実績)	令和5年度に向けた行政組織の見直しの検討を行うとともに、行政需要に対応した人員を確保するための職員の採用を実施した。
評価 理由及び課題	B 適正な定員管理に留意しているものの、各分野において業務量が增大しているため、厳しい人的環境にある。なお、地方公務員法の改正に伴う定年引上げに対応した条例改正等を行った。
次年度以降の対応方針	行政需要に対応した人員の確保が求められているが、引き続き職員採用に係るプロモーションの強化を図る。
備考欄	
《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組みに対する達成度の分析	WEB就職説明会の実施や大学訪問を実施するなど職員採用に係るプロモーションの強化を図った。
年度計画(目標)等の見直し内容(該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	3-(5)-①
3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 “未来につながる行政経営の推進”			
(5). エビデンスに基づく政策立案 (EBPM) の推進			
データ分析を活かした観光政策の検討・実施			
取組項目	文化観光課	実施課	文化観光課
目的	観光客や地域住民の満足度を高め、滞在時間の延伸、観光消費額の増加につなげるため、観光関連データの分析、観光政策の検討・実施を観光地域づくり法人(DMO)をはじめとした関連機関と連携して行い、未来へつながる観光振興をわさします。		
取組内容	観光統計(動態)調査を実施し、変容する新たな時代に合った「観光振興計画」のような計画の見直しを行い、それに基づいた政策を実施します。 また、計画の見直し、政策の検討・実施等については、観光地域づくり法人(DMO)※ただし、コロナの収束状況によって、調査の有無、実施時期や方法が大きく変わります。観光振興計画の見直しに反映できない可能性があります。		
主な実施内容	実施スケジュール 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度		
観光統計(動態)調査の実施		↑	↑
新たな観光振興あり方検討会議の実施		↑	↑
観光振興計画の見直し、政策の検討・実施		↑	↑
地域おこし協力隊員の配置		↑	↑
目標	効果		
令和2・3年度	【市の効果】 データ分析に基づき、変容する新たな時代に合った「観光振興計画」への見直し、それに基づいた政策の検討・実施を、観光地域づくり法人(DMO)をはじめとした関係団体や地域住民と行うことで、より効果的に観光客・地域住民の満足度の向上、滞在時間の延伸や観光消費額の増加を図ることができると見込まれます。		
令和4年度	【市民の効果】 データ分析・活用による政策の検討・実施が、より効果的な観光客・地域住民の満足度の向上、滞在時間の延伸や観光消費額の増加につながることで、より効果的に観光客・地域住民がより一層地域に対し誇りをもつことに寄与する。		
令和5年度	観光統計調査を実施し、結果データを分析しながら、コロナ禍、コロナ後を見据え、変容する新たな時代に合った「観光振興計画」となるよう見直しを行い、政策の検討・実施を行う。 ※ただし、コロナの収束状況によって、調査の有無、実施時期や方法が大きく変わり、観光振興計画の見直しに反映できない可能性がある。		
令和6年度	観光地域づくり法人(DMO)、地域おこし協力隊、観光関連団体、事業者、地域住民と連携し、改訂版観光振興計画に基づく政策の検討・実施を行い、満足度の向上、滞在時間延伸、観光消費額増加を図る。		

令和2・3年度進捗状況

実施内容 (取組の実績)	現状把握や課題整理のため、DMOによる観光統計調査や、観光事業者へのヒアリング等を実施した。併せて、コロナ禍によって変化する観光のあり方について、有識者・観光事業者・地域住民での検討会を令和2年度より実施した。これらを踏まえ、令和3年度に「ふるさと観光券事業」を実施した。	
評価 理由及び課題	A	実施計画に基づき実施することができた。次年度以降も、観光関連事業者や地域住民との連携をとり継続していく必要がある。
次年度以降の対応方針	観光に関するデータやこれまでの取組みに基づき、新たな「観光振興計画」の策定を目指し、観光客の満足度向上、滞在時間の増加や観光消費額の増額を図る。	
備考欄		

令和4年度進捗状況

実施内容 (取組の実績)	観光振興計画の改訂にあたっては観光動向調査のデータをエビデンスに現状整理を行うなど振興を示したうえで遂行することができた。また、観光振興計画の改訂にあたっては観光振興計画策定委員会を設け、行政だけでなく関係者による協議を行い取り組んだ。	
評価 理由及び課題	A	観光振興計画改訂にあたり、関係者を変えた協議のもとで進めることができた。改訂した計画に基づき事業実施に当たってはさらに関係者との連携が必要である。
次年度以降の対応方針	観光振興計画の進捗管理や事業検討に当たっては、関係者と連携できる場を構築し来訪者の満足度向上や、滞在時間の延長ができるよう事業を進める。	
備考欄	■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。	

《推進課中間評価》

3年間(R2～R4)の取り組み に対する達成度の分析	コロナ禍において観光事業者等関係者からの課題抽出や観光動向調査をもとにしたふるさと観光券の実施や、観光政策の大きな方向性を示す観光振興計画の改訂に着手することができた。	
年度計画(目標)等の 見直し内容 (該当する場合)		

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	3-(5)-②
3. 変容する新たな時代へ創造的挑戦 “未来につながる行政経営の推進”			
(5). エビデンス・ベースでの政策立案(EBPM)の推進			
取組項目	行政経営改革室	実施課	各課
具体的取組項目	データ分析・活用できる環境づくり		
推進課			
目的	エビデンス・ベースでの政策立案(EBPM)の推進を行うための仕組みづくりのため、先進的な事例や有効な活用例を探し、全庁的共有、実施に繋げるため。		
取組内容	他市町で先進的に行われている事例を調査、研究し政策立案に繋げられる仕組みづくりを検討する。 エビデンスとなるデータを整備するため、オープンデータに関する取組について調査、研究を行い、全庁的共有を行う。		
主な実施内容	実施スケジュール		
EBPMに係る先進事例の調査・研究 オープンデータに関する取組の調査・研究	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	令和5年度	令和6年度	
目標	効果		
令和2・3年度	【市の効果】 EBPMを実施している先進地視察等を通して事例の調査・研究や、スマート自治体滋賀モデル研究会のオープンデータに関する取組について、庁内への情報共有を図る。 【市民の効果】 市民、事業者問わず、市に関するデータを誰でも入手することができるようになり、活用を図っていただくことができる。また、政策立案についてエビデンスに基づいたものとなるため、信頼性の高い施策により質の高い市民サービスの向上に繋がる。		
令和4年度	EBPMの調査・研究や、オープンデータに係るシステムの研究、オープンデータに関する取組について、庁内への情報共有を図る。また、オープンデータのシステムの導入等についても積極的に検討を行う。		
令和5年度	EBPMの調査・研究や、オープンデータに係るシステムの研究について進捗確認を行いながら、政策立案の試行を行い、有効な施策の立案仕組みづくりに繋げる。		
令和6年度	EBPMの調査・研究の実施や、前年度行った試行的結果等について分析・評価を行い、全庁的に新たな政策立案を行う際の指標となるものを作成する。		

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取組実績)	エビデンスベースでの政策立案について研修等に参加し研究を行った。オープンデータについても取組を進め、令和3年12月に公共施設一覧など12個のデータを公開した。
評価理由及び課題	B エビデンスベースでの政策立案については、具体的な実施内容の提案までに至っていないため、引き続き実践に向けて検討していく必要がある。
次年度以降の対応方針	各課と連携し、エビデンスベースでの政策立案の実施にむけて取り組みを進める。また、オープンデータについてもより多くのデータ公開やシステム導入に向けて進める。
備考欄	

令和4年度進捗状況	
実施内容 (取組実績)	令和5年度新規事業について、その内容が市にとって真に必要な事業である事業かどうか評価する審査を本年度より実施した。その際、提出様式として「根拠資料」の欄を設け、事業企画における根拠の説明や添付資料の提出を求めた。オープンデータについては、現状、昨年同様12個のまま推移している。
評価理由及び課題	B 新規事業に対する根拠資料の提出は多くなく、また内容についても根拠として十分な事業が多かった。 今後、エビデンスの作成方法や、エビデンスに従った事業改善等の手法周知に努める。
次年度以降の対応方針	EBPMに基づいた政策立案の進め方について庁内共有を図り、より効果的なエビデンスベースの事業企画に繋げていく。 オープンデータについてもより多くのデータ公開やシステム導入に向けて進める。
備考欄	

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《推進課中間評価》	
3年間(R2～R4)の取り組みに対する達成度の分析	EBPMに対する調査・研究については実施できている。ただし、エビデンスベースでの事業計画の策定方法や、事業実施後の評価には現状、繋がっていない。 EBPMに基づく政策立案となるよう内部評価制度を拡充していく。 オープンデータについては、国が進める基準データを全て公開している。しかし、県内最多数を公開している市と比べると、その数は圧倒的に少ないため、今後、新規データの公開を実施する必要がある。また、現在、公開しているデータの最新化に努めるとともに、データの活用方法についても検討を継続する。
年度計画(目標)等の見直し内容(該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	4-(3)-① 4-(5)-①
取組項目	4. 職員が輝く強靱な組織づくり”組織マネジメントの強化”		
具体的取組項目	(3)組織風土改革が進む人材育成の推進 (5)職員の資質向上とこれからの行政経営につながる研修の充実・拡大 人材育成の推進		
推進課	人事課	実施課	各課
目的	目指すべき職員像の実現により、市民生活・福祉の向上につながるがより質の高いサービスを提供できる組織づくりを進めるため。		
取組内容	人材育成基本方針に掲げる目指すべき職員像の実現に向け、職員、管理監督者、組織の責務と役割を明確にして、「職場環境(OJT、ワークライフバランス等)」、「人事制度(人事評価制度等)」、「研修」の各項目での取組組みを着実に推進し組織風土改革を進める。		
主な実施内容	実施スケジュール 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度		
人材育成基本方針の改定	↑		
「職場環境」、「人事制度」、「研修」の取組の推進・充実	↑		
取組の進捗管理と検証	↑		
目標	効果		
令和2・3年度	【市の効果】 目指すべき職員像の実現により、市民生活・福祉の向上につながるより質の高いサービスを提供できる組織づくりを進めることができる。 【市民の効果】 目指すべき職員像の実現に向け、組織風土改革を進めることにより、市民生活・福祉の向上につながるより質の高いサービスが提供できる。		
令和4年度	改定基本方針に基づき研修等各取組を着実に進め、進捗管理と各取組内容の見直しを行う。		
令和5年度	改定基本方針に基づき研修等各取組を着実に進め、進捗管理と各取組内容の見直しを行う。		
令和6年度	改定基本方針に基づき研修等各取組を着実に進め、進捗管理を行い、人材育成基本方針検討委員会等を開催し、基本方針の改定に向けた検証と見直しを行う。		

令和2・3年度進捗状況

実施内容 (取組実績)	令和2年度から人材育成基本方針の改定に向け、若手から中間職員を委員とする策定検討委員会を設置し、政策形成研修を兼ねて検討を進めた。令和3年1月に新たに人材育成基本方針を策定し、併せて、研修等の5年間の取組計画を作成した。
評価 理由及び課題	B 令和2年度に人材育成基本方針の改定を行い、令和3年度から改定基本方針に基づき研修等各取組を進める予定であったが、策定まで時間を要することにいった。
次年度以降の対応方針	人材育成基本方針の5年間の取組計画に基づき、研修等の具体的な取組を実施する。また取組計画については、人材育成基本方針策定検討委員会において、進捗の確認と内容の修正の検討を行う。
備考欄	

令和4年度進捗状況

実施内容 (取組実績)	新人人材育成基本方針にもとづき、コミュニケーション研修を全職員対象に実施した。3つの愛を浸透させ、9月には「格差強化月間」、12月には「深めよう総務強化月間」11月にはコミュニケーション研修第2弾で働きやすい職場づくりの組織風土を醸成するよう取り組んだ。
評価 理由及び課題	A 実施計画に沿った形で、前倒しての実施ができた。実施したからといって結果が伴っていない為、引き続き根拠よく職員が働きやすい職場づくり、職員の育成を進めていく。
次年度以降の対応方針	引き続き人材育成基本方針に基づき、組織風土改革が進む人材育成の推進および職員の資質向上とこれからの行政経営につながる研修の充実・拡大に取り組む。
備考欄	

■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗している、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《推進課中間評価》

3年間(R2～R4)の取組みに対する達成度の分析	計画どおり実施できており、今後も引き続き実施していく。
年度計画(目標)等の見直し内容 (該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	4-(4)-①
4. 職員が輝く強靱な組織づくり”組織マネジメントの強化”			
(4)職員の事務効率・生産性の向上につながる柔軟な働き方の推進			
働き方改革の推進			
推進課		人事課	実施課 各課
目的 職員のライフスタイルに応じた働き方を推進し、ワークライフバランスを支援・確立し事務効率と生産性を図るため。			
取組内容 人材育成基本方針に掲げる働き方改革の方向性に基づき、テレワーク等の柔軟な働き方に対する具体的な取組を構築しワークライフバランスを推進する。			
主な実施内容			
令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度			
令和2・3年度	↑	↑	↑
令和4年度	↑	↑	↑
令和5年度			
令和6年度			
【市の効果】 職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を推進し、ワークライフバランスを実現させることにより、事務効率と生産性の向上が図られ、質の高いサービスを提供できる組織づくりを進めることができる。			
【市民の効果】 職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を推進し、ワークライフバランスを実現させることにより、事務効率と生産性の向上が図られ、より質の高い市民サービスが提供できる。			
【市の効果】 職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を推進し、ワークライフバランスを実現させることにより、事務効率と生産性の向上が図られ、質の高いサービスを提供できる組織づくりを進めることができる。			
【市民の効果】 職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を推進し、ワークライフバランスを実現させることにより、事務効率と生産性の向上が図られ、より質の高い市民サービスが提供できる。			
【市の効果】 職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を推進し、ワークライフバランスを実現させることにより、事務効率と生産性の向上が図られ、質の高いサービスを提供できる組織づくりを進めることができる。			
【市民の効果】 職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を推進し、ワークライフバランスを実現させることにより、事務効率と生産性の向上が図られ、より質の高い市民サービスが提供できる。			

令和2・3年度進捗状況

実施内容 (取組実績)	令和3年度の改定人材育成基本方針において、柔軟な働き方への制度整備等による働き方改革の推進を示すとともに、具体的な働き方改革の方向性の検討に向け、安全衛生委員会等で協議を行った。また、テレワークの制度構築を行い実施した。
評価 理由及び課題	B 働き方改革の方向性(方針)の検討のみに留まり、策定まで至らなかったため、テレワークについては、感染症対策に係る実施しているため、柔軟な働き方に向けた制度の再構築が必要である。
次年度以降の対応方針	働き方改革の方向性(方針)について検討、策定まで行う。テレワークの制度の再構築を行い、推進する。
備考欄	

令和4年度進捗状況

実施内容 (取組実績)	育児休業の取得回数制限の緩和や育児参加休暇の取得期間の拡大等を図り、ワークライフバランスを推進した。時間外勤務の多い職員の健康保持を図るため、健康管理医との面談を継続して実施した。
評価 理由及び課題	B 時間外勤務の削減について、具体的な対策の実施まで至らなかった。テレワークについては、感染症対策に係る実施しているため、柔軟な働き方に向けた制度の再構築が必要である。
次年度以降の対応方針	コロナウイルスの感染状況等に留意しつつ、テレワークについて感染症対策だけでなくワークライフバランスの推進に対応するよう拡大したい。
備考欄	

■各年度の進捗課(実施課)による評価基準の考え方
(A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。
(B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。
(C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。

《推進課中間評価》

3年間(R2~R4)の取組み に対する達成度の分析	休暇制度の拡充等、職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を推進した。今後、引き続き働き方改革としてのテレワークやフレックスタイム等の制度構築を検討したい。
年度計画(目標)等の 見直し内容 (該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	4-(6)-①
4. 職員が輝く強靱な組織づくり”組織マネジメントの強化”			
(6) 職員が地域を関わりつついくための能力向上と、地域活動への積極的参加の仕組みづくり			
職員の地域活動への積極的参加の推進			
人事課	実施課	人事課	
<p>職員の地域活動への積極的参加の推進により、地域とのつながりを大切にし、地域との調整ができる職員の育成を図るため。</p> <p>人材育成基本方針に基づき、職員の地域活動研修等の取組を推進する。</p>			
実施スケジュール			
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 令和6年度
地域活動研修等の取組の推進・充実			
<p>令和2年度</p> <p>令和3年度</p> <p>令和4年度</p> <p>令和5年度</p> <p>令和6年度</p>			
取組内容			
<p>【市の効果】</p> <p>職員の地域活動への積極的参加の推進により、地域とのつながりを大切にし、地域との調整ができる職員の育成を図ることにより、協働のまちづくりをより進めることができる。</p> <p>【市民の効果】</p> <p>職員の地域活動への積極的参加の推進により、地域とのつながりを大切にし、地域との調整ができる職員の育成を図ることにより、協働のまちづくりをより進めることができる。</p>			
目標			
令和2・3年度	職員が地域を関わりつついくための能力向上と、地域活動への積極的参加の推進・見直しにより効果的な手法を検討する。		
令和4年度	職員の地域活動研修等の取組の推進・見直しにより効果的な手法を検討する。		
令和5年度	職員の地域活動研修等の取組の推進・見直しにより効果的な手法を検討する。		
令和6年度	職員の地域活動研修等の取組の推進・見直しにより効果的な手法を検討する。		

令和2・3年度進捗状況	
実施内容 (取組実績)	新規採用職員研修として、近江八幡市の地域を知るための調査研修を企画するた め、まちづくり協議課と協議を行った。また、各学区まちづくり協議会へ、企画説明 を行った。
評価 理由及び課題	B 職員の地域活動への積極的参加の推進に向け、企画検討を進めること ができたが、実際に研修・活動の実施には至っていないため。
次年度以降の対応方針	新規採用職員の地域調査研修(仮称)の実施に向け、まちづくり協議課の地域活 動研修との違いを明確化、目的を明確に定め、研修・活動の実施に繋げる。
備考欄	
令和4年度進捗状況	
実施内容 (取組実績)	新規採用職員研修として、近江八幡市の地域を知るための調査研修を企画し、実行した。 各学区まちづくり協議会のご協力の元、現地に出席しての調査を実施した。また調査内容 の発表会も併せて実施することができた。
評価 理由及び課題	A 前年度まで検討として進めていたことを前倒して実施に移すことができ たため。
次年度以降の対応方針	取組内容について、各参加者からのアンケートをもとに、より良い形での開催を目 指し引き続き研修を実施していく。
備考欄	
<p>■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。</p> <p>《推進課中間評価》</p>	
3年間(R2～R4)の取組み に対する達成度の分析	計画どおり進捗しており、今後も引き続き実施していく。また、この取組以外でも職 員が地域に積極的に関わっていくような仕組みを検討していく。
年度計画(目標)等の 見直し内容 (該当する場合)	

実施計画取組項目

行政経営改善指針の基本方針		体系・項目番号	4-(6)-①
4. 職員が輝く強靱な組織づくり”組織マネジメントの強化”			
(6)職員が地域を関わっていくための能力向上と、地域活動への積極的参加の仕組みづくり			
取組項目		職員の地域活動への積極的参加の推進	
具体的取組項目		職員の地域活動への積極的参加の推進	
推進課		まちづくり協働課	
実施課		まちづくり協働課	
目的			
住民とのコミュニケーション能力や地域とのコーディネート能力の向上を図り、職員が積極的に地域活動に参加し、地域と関わっていく仕組みづくりを進めるため。			
取組内容			
職員の地域活動への参加の促進に係る取組を実施。			
主な実施内容			
令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度			
まちづくり協議会の事業への参加			
NPO等市民団体事業への参加を検討			
実施スケジュール			
令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度			
【市の効果】			
地域が直面している複雑・多様化する課題を肌で感じることで、課題解決に向け市民と一緒に活動することで、行政職員としての事務能力、政策形成能力の向上が期待できる。また、実際に市民との繋がりができることで、業務を進める上で事業における協働のまちづくりの観点が養われる。			
【市民の効果】			
市職員との繋がりができることで、地域の課題解消に向けた取組を実施できる体制が構築されやすくなり、協働のまちづくりに寄与する。			
令和2・3年度	若手市職員を中心に地域活動研修をまちづくり協議会の事業に参画、地域への理解及び地域課題の解決手法を学ぶ。	令和4年度	若手市職員を中心に地域活動研修をまちづくり協議会の事業に参画、地域への理解及び地域課題の解決手法を学ぶ。
令和5年度	若手市職員を中心に地域活動研修をまちづくり協議会の事業に参画、地域への理解及び地域課題の解決手法を学ぶ。また、NPOをはじめとした市民団体等の活動研修も検討する	令和6年度	若手市職員を中心に地域活動研修をまちづくり協議会の事業に参画、地域への理解及び地域課題の解決手法を学ぶ。また、NPOをはじめとした市民団体等の活動研修も検討する

令和2・3年度進捗状況

実施内容 (取組組み実績)	若手職員を中心にまちづくり協議会の事業に参加した(令和3年度延べ22人)。コロナ禍により事業の中止が続いたが、参加者は地域との交流や地域の活動を知ることでできた(アンケート結果より)。	
評価理由及び課題	A	参加した職員には地域を身近に感じてもらうことができ、地域活動への理解や業務上における地域への視点も養われたと考える。
次年度以降の対応方針	次年度も実施する。併せて、当該事業が完全な自主参加によるものであるため、身分や補償、プライベートの問題等により自主的な参加が見込めず、事業実施と同時にそのスキームの検討を続けたい。	
備考欄		

令和4年度進捗状況

実施内容 (取組組み実績)	若手職員を中心にまちづくり協議会の事業に参加した(令和4年度延べ10人)。	
評価理由及び課題	A	参加した職員には地域を身近に感じてもらうことができ、地域活動への理解や業務上における地域への視点も養われたと考える。
次年度以降の対応方針	これまで、担当が直接お願いしながらほとんどの参加者を募っていたが、自主研修となることから、強制的な参加要請は困難である(公務ではないため、保険や交通費等の公費負担がなく、万が一の事故等の対応・責任を負う者がいない)。今後は、いかに自主的な参加を促すか募集の仕方に工夫する必要がある。	
備考欄	■各年度の推進課(実施課)による評価基準の考え方 (A)計画どおり進捗しており、目標を達成している。 (B)計画どおり進捗しているが、目標をやや下回る。 (C)進捗の遅れや残された課題があり、目標を下回る。	

《推進課中間評価》

3年間(R2～R4)の取り組みに対する達成度の分析	事業への参加者は、参加後には概ね好意的な感想を持っていることから、一定の事業効果はあったと考える。しかし、課題も多く、参加者が減少傾向にあることから、募集方法やまち協議会への参加形態等を検討し、職員が負担なく参加してもらえる事業にすることが必要と考える。また、自主的な参加を促しているが、職員の身分や保障の関係から、今のやり方で良いのか検討が必要。
年度計画(目標)等の見直し内容(該当する場合)	